

昭和七年豊橋市への京都丸物の進出と反対運動

末 田 智 樹*

一、はじめに

本稿では、京都駅前を本店とした丸物が、昭和七年（一九三二）豊橋市に支店を開設した際に生じた反対運動について、同年前後の同市における商店街の形成と動向を交え明らかにする。

これまで筆者が進めてきた研究を踏まえ、昭和初期に多くの地方都市で反百貨店運動が繰り広げられた背景と、本稿での問題意識とを結びつけた見解としては以下のようなになる。^①

東京・大阪・名古屋市の呉服系百貨店は、明治後期から大正後期にかけて近代施設を有する大型店舗を構えて、売場内において豊富な品揃えを目指すことで大規模小売業として成立した。それのみか、昭和初期の大阪からはじまった電鉄系百貨店（阪急百貨店）や新興百貨店（丸物、伊勢丹）が入り混じって、百貨店の

大衆化とともに大都市において百貨店間の競争が一段と激化した。その結果、三越、松坂屋、高島屋、白木屋などの大都市系百貨店による出張販売が地方都市へ向けて頻繁に展開し、地元小売商の経営に大打撃を与えた。

これらの百貨店の出張販売の延長線上で、三越と松坂屋の二大呉服系百貨店はお互いに競争意識を持つて支店設置を計画した。勿論、各地の地元小売商は、両百貨店の出張販売と支店設置計画に対し反対運動を起こした。とくに、松坂屋が乗り出した静岡駅前への出店に対しては、昭和七年（一九三二）二月の計画浮上後に地元小売商が猛烈な反対運動を起こした。この運動は、全国的に反百貨店運動が広がる起因の一つとなった。^②

大都市系百貨店の支店設置や地方百貨店の設立が、東海、九州、瀬戸内海の地方都市において昭和十二年（一九三七）頃までに集

中した。これらの百貨店は、各商業地域の個人商店が協力して結成した商店街を中軸とした地方都市の経済循環を脅かす存在となった。これを受け、三つの地方にて商店街の組織化が一段と進み、当然ながら数多くの反百貨店運動とその後には競り合いが生じた。地方都市にて大都市系百貨店が開業した背景には、実は地元有力企業や商工会議所・市役所等が地方都市発展の重要な起爆剤として、大都市系百貨店の出張販売や支店設置を誘致したことがあった。この点から、従来の反百貨店運動の構図とは異なった新たな構図が想定できる(図1)。

丸物が豊橋市での支店設置を計画した時期は、既述の松坂屋の静岡駅前出店計画に対する反対運動とほぼ同じ頃であった。したがって、丸物支店設置への反対運動、さらにその影響を受けて組織化した豊橋市の商店街との関係について考察する意義は十分に高いと考える。

豊橋市では、丸物による支店設置計画が浮上する以前の昭和五年(一九三〇)から同七年(一九三二)にかけて、東京の大都市系百貨店と名古屋市の松坂屋、十一屋、中村呉服店の出張販売が展開した。最も近くに接する戦前の六大都市にあげられる名古屋市の百貨店・大商店が、とくに市内小売商に対し多大な損害を与えた。この点に関しては、拙稿において対抗策に焦点をあわせ、次のようなことを浮き彫りにした⁽⁴⁾。

豊橋市では、おもに豊橋市と豊橋商工会議所と市内小売商による個別あるいは共同的な対抗策を講じていた。そのなかでも第一

には、旧商店街と新商店街や大商人と小商人の間で対立および競争をみせつつ、種々の催しによる営業を展開していた。第二には、昭和七年(一九三二)に市内の百貨店として旭デパートとエビス屋百貨店が設立され、それも重なって各商店は二つの百貨店の開店後から以前にも増して対抗しはじめた。第三には、百貨店の出張販売や支店設置の噂が行き交うことで、市内小売商(以下、

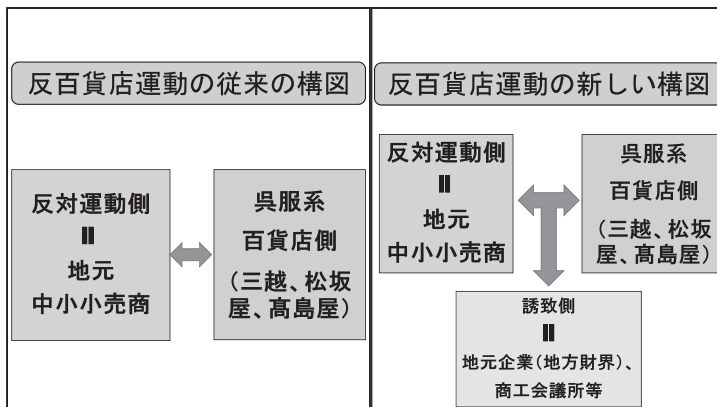


図1 反百貨店運動の構図の変化

引用文以外は同じ)のみならず豊橋市の産業全体に刺激を与え、それらは様々な対抗策を編み出した。これらの活発な商業活動が市内小売商を疲弊させる方向ではなく、むしろ新旧商店街を中核に、豊橋市において近代的商業地域を形成させる方向に動いたのではないかと考える。

昭和五年(一九三〇)から同七年(一九三二)十月までの豊橋市の市内小売商は、とりわけ三越、白木屋など東京の百貨店と名古屋市の百貨店・大商店からの攻勢を受けて警戒していた。拙稿で使用した新聞記事からは、市内小売商がこれらの大都市系百貨店の動向に對し着目していたものの、丸物については取り立てて注意を払っていたという様子はうかがえなかった。^⑤

次節では、当時の豊橋市の商店街の状況に関して統計的資料から概観し、豊橋市の商店街・商業地域の形成状況を確認する。次々節では第一に同時期における丸物の本支店の動向について触れ、第二に丸物が豊橋市への進出＝支店設置を仕掛けていた状況を明らかにする。最終節では、丸物に對する反対運動の実態や市内小売商との交渉経過について掘り下げる。

二、豊橋市の商店街における小売商の営業展開

昭和九・十年(一九三四・三五)頃の大都市における商店街の状況や特徴については、平井泰太郎が次の三点を指摘した。^⑥ 第一には、大都市系百貨店の影響を受けていた商店街では、都市生活

の近代化に伴う変化が著しかった。第二には、とくに店舗自体の表構えの改造がかなり行われ、数年ならずして商店街は面目を一新しつつあった。第三には、商店街のなかで呉服、雑貨、その他の家庭用品などの買回品を取り扱う商店が、新規開業する際に大都市系百貨店のあおりを相当受けていたことである。

このように平井は、大都市系百貨店が当時の大都市における生活文化の近代化と、商店街の各商店の営業活動に影響を頗る与えていたことを指摘した。筆者は、大都市のみならず地方都市に對しても、平井の三つの指摘が存在したと考える。また、平井の見解で気付く点は、第三の商店街にしろ寄せが及んでいただけでなく、第二にあるような商店の営業活動の改善に作用するといったプラスの方向に働いていたと評価していたことである。今後はこの点に着眼し、地方都市への大都市系百貨店の進出に對する反対運動の分析を進める必要がある。

拙稿では、豊橋市における大都市系百貨店への対抗策にウェイトを置いた市内小売商の営業展開と商店街の成立状況に関して、当時の豊橋市の新聞記事からその全体像を浮き彫りにした。拙稿を客観化するためにも、本稿では『昭和十年全国商店街調査資料』を使用する。以下、当時の商店街の分類と東海地方の商店街を概観しながら、豊橋市における商店街の成立状況と商店の営業展開について探っていく。^⑦

表1は、昭和十年(一九三五)十二月当時の商店街における小売店の分類表である。これは大正九年(一九二〇)の国勢調査を

基礎とし、その後の東京市商業調査の分類表を参照して作成されたものである。第1種の衣料品種において、第1類の織物・被服類は(一)呉服・太物・麻織物商、(二)洋反物・羅紗商、(三)洋服商、(四)婦人子供服商、(五)蒲団・夜具商、(六)毛布類商の六つに分けられている。第3類の小間物・洋品類には帽子商、第4類の履物・雨具類には洋傘が含まれる。

第2種の食料品種では、第10類の酒類に和洋酒・清涼飲料商、第11類の菓子・パン類に和洋菓子商が入っており、商店街の小売店において「洋」の字が目立つようになっていた。第5種の文化品種をみると、様々な文化品の小売店が登場し、生活用品のみならず文化品の近代化が進み、消費者に浸透しつつあったことがわかる。平井が言う大都市系百貨店の影響があったことがみてとれる。それと同時に、商店街が大都市系百貨店に対抗するために、表1の全39類の87業種が揃うことで、「平面デパート」「横のデパート」「横の百貨店」の方策を選んでいった理由が知れる⁽⁸⁾。

表2は、商店街の小売店以外の分類表である。第1種には、百貨店が物品販売業者の先鋒として掲載されている。ここでは建物の階数によって、百貨店を大・中・小規模の三形態に分類した。均一連鎖店としては10銭20銭ストアがみられ、小売市場においても生鮮食料品もしくは日用品のどちらかを主とする公私市場の四種類があったことが判明する。

補助業者としては金融機関の銀行や保険業者、倉庫業者があり、その他には病院、神社仏閣が含まれた。ここで際立つのが第3種

の接客業者である。劇場と映画館からはじまり、玉突き屋(ビリヤード場)、理髪店、風呂屋、旅館、料理屋、そして飲食店においても細かく分類されていた。

次に表1・2の業種を参考にし、豊橋市における商店街とそこでの商店の動向について明らかにしていこう。

表3には、昭和十年(一九三五)十二月十日に調査された東海地方における商店街の位置と街路状況の一覧を載せた。人口数では名古屋市は別格として、豊橋市は静岡市に次いで多く、二番目であった。商店街の数からでは、岡崎市に次いで四つの商店街が存在していたことがわかる。その岡崎市は八つの商店街を有し、東海地方最大の商店街数を誇っていた。これとともに特筆すべき点は、交通機関としてバス路線が開通していた商店街が豊橋市をはじめ多数存在したことである。とりわけ、豊橋市のほか岡崎市と名古屋市は市電を有していたことが判明する。この時期の東海地方では、道路が舗装され交通手段の整えられた商店街がほとんどであった。このようにインフラが整備されていた点は、地方都市における近代的商業地域の形成状況を示す材料にもなる。表4からは、豊橋市の商店街における小売店の営業状態の特徴が把握できる。第一に、四つの商店街における小売店の開業年次的特徴としては、明治年間の開業では花園町通と札木町が多く、花園町通は大正期と昭和初期まででバランスよく店舗が増加していた。これに対し、松竹館通は昭和六年(一九三一)後に、8店舗を除く57店舗が開業し、商店街として成立していたことが理解

表2 商店街の小売店以外の分類表

小売店以外の分類表	
第1種 物品販売業者	第1類 百貨店 1、大規模百貨店 (5階以上) 2、中規模百貨店 (3階、4階) 3、小規模百貨店 (1階、2階) 第2類 均一連鎖店 4、10銭20銭ストアー 5、その他の連鎖店 第3類 小売市場 6、生鮮食料品を主とする市場 (公私別) 7、その他の日用品を主とする市場 (公私別) 第4類 卸売業者 8、卸売業 9、貿易商
第2種 補助業者	第5類 金融機関 10、銀行 11、その他 第6類 保険、倉庫及び運送 12、保険業者 13、倉庫業者 14、運送店 (ガレージを含む)
第3種 接客業者	第7類 劇場、映画館 15、寄席、劇場 16、映画館 第8類 玉突、麻雀類 17、玉突屋、麻雀屋 第9類 理髪、結髪、美容業 18、理髪店、美容店、結髪所 第10類 風呂屋業 19、風呂屋 第11類 旅館、料理屋 20、旅館 21、料理屋 第12類 飲食店、カフェ 22、うどん・そば屋 23、和食店 24、洋食店 25、喫茶店 26、カフェ、バー 第13類 その他の接客業者 27、以上の分類に入らざるもの
第4種 その他	第14類 医師、病院 28、医院、病院 (歯科医を含む) 第15類 社寺、住宅、事務所 29、神社、仏閣、教会 30、事務所 31、住宅 第16類 空地、空家、その他 32、空地 33、空家 34、その他

出所) 前掲『昭和10年全国商店街調査資料 別巻』所収の「商店街調査を終りて」77～78頁より作成。
 備考) 旧字体も含め読みやすくするために適宜加筆した。

表1 商店街の小売店の分類表

小売店の分類表	
第1種 衣料品種 15業種	第1類 織物、被服類 第2類 糸物類 第3類 小間物、洋品類 第4類 履物、雨具類 第5類 毛皮、皮革製品類
第2種 食料品種 16業種	第6類 穀類、粉類 第7類 蔬菜 (野菜)、果物類 第8類 魚介藻類 第9類 鳥獣肉類 第10類 酒類、調味料、飲料 第11類 菓子、パン類 第12類 茶類 第13類 その他 (豆腐、煙草、その他) の食料品類
第3種 住料品類 15業種	第14類 木材、竹材類 第15類 石材、瓦、煉瓦、セメント、土砂類 第16類 建具、家具、指物 第17類 畳表、蓆、荒物類 第18類 陶磁器、硝子品類 第19類 金属材料、金属器具類 第20類 電器機械、電気器具
第4種 燃料品種 4業種	第21類 薪炭類 第22類 石炭類 第23類 油類その他
第5種 文化品種 22業種	第24類 紙、製紙品、文具類 第25類 玩具、運動用具、遊戯品類 第26類 薬品、染料、化粧品類 第27類 時計、貴金属、眼鏡類 第28類 楽器、蓄音機、ラジオ類 第29類 写真機、医療機、科学機、度量衡器類 第30類 図書雑誌、新聞類 第31類 美術工芸、書画骨董類 第32類 花、盆栽、造花類
第6種 生産用品種 13業種	第33類 肥料、飼料、種苗類 第34類 農具、船具、漁具 第35類 車両類 第36類 鉄砲、火薬類 第37類 動力機、工作機、工具
第7種 2業種 その他の品種	第38類 日用雑貨類 第39類 以上の分類に入らざるもの

出所) 『昭和10年全国商店街調査資料 別巻 (編集復刻版)』 (不二出版、2007年) 所収の「商店街調査を終りて」74～77頁より作成。
 備考) () の補足は筆者によるものもあり、旧字体も含め読みやすくするために適宜加筆した。

表3 東海地方における商店街の位置・街路などの状況一覧

市名(人口)	商店街名	位置	形状	長さ(町)	幅員(間)	舗装	交通機関
清水市 (61,123)	1 志茂町通	市のやや東北	直線(東西)	3.5	4	有	バス
静岡市 (200,736)	1 呉服町通	市の中心	直線	8.0	4	有	バス
	2 七間通	市の中心	直線	7.0	8	有	無
浜松市 (133,336)	1 御幸通	市の中心	直線(東西)	3.0	12	有	バス
	2 昭和田町通	市のやや北	直線(東西)	2.0	8	有	バス
	3 砂山町通	市の南方	直線(南北)	1.3	3	有	バス
豊橋市 (140,736)	1 松竹館通	市の東南	直線(東南-西北)	3.1	5	無	バス
	2 花園町通	市の中心	直線(南北)	2.5	2	有	電車・バス
	3 横町通	市の中心	直線(南北)	1.0	1	有	無
	4 札木町	市の中心	直線(東西)	3.0	3.5	有	バス
岡崎市 (77,195)	1 東康生町	市の中心	Fの字(東西)	3.0	3	有	バス
	2 籠田町	市の中心	十の字	備考(3)	3	有	バス(一部)
	3 伝肴	市の中心	直線(東西)	2.0	3	有	バス
	4 伝馬	市の中心	直線(東西)	2.0	3	有	バス
	5 木町	市の中心	備考(2)	備考(4)	5	有	電車・バス
	6 連尺(1)	市の中心	Tの字	備考(5)	3と5	有	電車・バス
	7 東連尺	市の中心	直線(東西)	2.0	3	有	無
	8 連尺(2)	市の中心	直線(南北)	1.0	2	有	無
名古屋市 (1,082,814)	1 大須門前通	市の中心	直線(東西)	1.5(両側)	3	有	無
	2 広小路	市の中心	直線(東西)	7.0(両側)	11	有	電車・バス
	3 新柳町通	市の中心	直線(東西)	7.0(両側)	11	有	電車・バス
	4 大松通	市の東北	直線(南北)	3.0(両側)	4	無	バス
一宮市 (53,316)	1 一宮市	市の中心	備考(2)	計14.0	4	無	バス(一部)
半田町 ⁽¹⁾	1 銀座本町	市の中心	くの字(南北)	5.0(両側)	5.5	有 ⁽⁸⁾	バス
津市 (65,971)	1 京口	市の中心	直線(東西)	3.0(両側)	3	有	バス
	2 大門通	市の中心	」の字	備考(6)	4.3	有	バス
	3 分部町通	市の中心	「の字	備考(7)	3.5	有	バス
宇治山田市 (52,494)	1 高柳通	市の中心	備考(2)	6.5(両側)	3と5	無	無

出所) 前掲『昭和10年全国商店街調査資料 別巻』所収の「商店街の位置・形状・長さ及街路の構成」62～65頁より作成。
備考) (1) 半田町には人口が記されていない。(2) 複雑な形状のため省略した。(3) 南北2.0、東西1.5。(4) 南北2.5。(5) 東西1.0、南北1.0。(6) 東西0.8、南北4.0(両側)。(7) 東西0.8、南北1.0(両側)。(8) アスファルト。なお、1間＝約182cm、1町＝約109mである。

表4 豊橋市における商店街の小売店の営業状態

		松竹館通	花園町通	横町通	札木町
開業年次	明治年間	2店	21店	8店	13店
	大正9年迄	0	5	3	5
	大正末年迄	0	12	2	8
	昭和5年迄	6	4	3	5
	昭和6年後	57	17	5	11
合 計		65	59	21	42
従業員数	1人	14店	5店	0店	5店
	2-3人	46	33	15	15
	4-5人	5	13	5	14
	6-10人	0	6	1	4
	11-30人	0	2	0	4
	31人以上	0	0	0	0
合 計		65	59	21	42
店舗の特徴 (その1)	自己持家	17店 ⁽²⁾	29店 ⁽³⁾	11店	15店
	借家	48	30	10	27
合 計		65	59	21	42
店舗の特徴 (その2)	住宅併用	56店	54店	20店	41店
	営業専用	9	5	1	1
合 計		65	59	21	42
売場面積	1店舗当たり 平均坪数	8.9坪	17.5坪	12.5坪	15.2坪
販売方法 (その1)	正札売	35店	39店	4店	24店
	上記以外	30	20	17	18
合 計		65	59	21	42
販売方法 (その2)	座 売	20店	20店	9店	15店
	陳 列 売	33	19	9	21
	座売陳列売 ⁽¹⁾	12	20	3	6
	合 計	65	59	21	42

出所)『昭和10年全国商店街調査資料 第1巻(編集復刻版)』(不二出版、2007年)所収の「産業合理化」第20輯、250頁より作成。
備考) (1) 座売と陳列売が「半々」と書かれている。(2) うち借地は8店。(3) うち借地は8店。

できる。

第二に、従業員数の特徴としては、四つの商店街ともに「2-3人」が主流であったものの、花園町通と札木町では「4-5人」が目立ち、「6-10人」あるいは「11人」以上雇用していた大商店の存在が目を引く。おそらく、花園町通では拙稿で考察した呉服店の田中屋、札木町では同じく呉服店の山幸がこのランクに入っていたことが考えられる⁽⁹⁾。

第三に、店舗の特徴としては、松竹館通と札木町が借家の比率が高く、花園町通と横町通は自己持と借家が半々であったことがわかる。もうひとつ、住宅と併用された店舗が四つの商店街で圧倒的に多かったことが知れる。この形態が、大正後期から昭和初期にかけた商店街の店舗の大きな特色となっていた⁽¹⁰⁾。一店舗当たりの売場面積の平均坪数は花園町通と札木町が広く、これは従業員数の規模と密接に関係していたと思われる。

第四に、販売方法からは、正札売と陳列売がどの程度導入されていたかを、当時すでに調査したことが理解できる。前者の正札売では、横町通以外の三つの商店街で多かったことがわかるものの、正札売以外の販売方法を行う店舗が多かったことは気にかかる。なぜならば豊橋市では、昭和七年(一九三二)に入り百貨店進出の防止策・百貨店経営への対抗策として、市内小売商が正札売の励行推進を目標に掲げて進めていたからである⁽¹¹⁾。しかし、昭和十年(一九三五)十二月において全体的に102店の正札売に対し、これ以外が85店舗も存在したことから判断して、結果的にはそれ

ほど浸透していなかったことになる。

後者の陳列売については、これが百貨店の販売方法として一般的になり、旧来からの座売が減少していたかに思われがちであるが、豊橋市の商店街ではそうとも言えなかったことが理解できる。陳列売も、百貨店への対抗策として店頭の看板装飾とともに普及しつつあったという認識であつたものの、座売が根強く商店街に残っていたことがみてとれる。

表5からは、豊橋市における商店街の市内小売商の構成が判明する。花園町通では、呉服・太物・麻織物商(15店)、洋品類商(14店)、小間物・袋物商(6店)で占められていたことが一目瞭然である。横町通では、同じく呉服・太物・麻織物商(7店)、洋服商(4店)、洋品類商(4店)がメインであつた。それに対し、残りの二つの商店街では満遍なく種々の業種がみられた。

松竹館通では、下駄・草履・その他の履物商(5店)や和洋菓子商(9店)、薬品・衛生材料商(4店)が多かつた。札木町では、ほかの商店街に比べ時計商(4店)が一番多かつた。また、三つの商店街には存在しなかつた眼鏡商(3店)、蓄音機及びレコード商(2店)、科学的機械器具商(2店)、美術工芸・書画・骨董商(2店)といった文化品種(表1)の小売商が店舗を構えていた。

表6は、豊橋市における商店街の小売店以外の業者構成である。これから即座に把握できることは、札木町に小売店以外の店舗が数多くみられたことである。卸売業(6店)や銀行(3店)、保

険業者(4店)、旅館(4店)、病院(2店)が点在していたことは、当時同町が重要な街道筋の通りであつたことを端的に現している。一方で、札木町において空家(7店)が、ほかの商店街よりも目立っていたことには注意が必要である。この現象は、近世において東海道の宿場町吉田の商業地域として賑わつた頃からと比べると、昭和期に入つて広小路通りへの商店の空間的移動を示していると思われる。これにより豊橋市の中心商業地が徐々に変化していったことがわかる(表7)。

表7には、豊橋市内の各商店街の特徴が載せられ、文面にて詳細に記載されている。したがって、各商店街の特徴を細かく書き記すことは避けて、筆者が読み取つた四つの商店街の全体的な特徴を以下に整理しておく。

(一) 各商店街の顧客層は、商店街周辺の地域住民の階層構成によつて異なつていた。

(二) 商店街の動向としては、全体的にショールウィンドーの陳列・装飾方法に工夫が進められ、座売が減少し陳列売が増加していた。この背景としては、商工会議所の指導や競技会が開催され、小売店の専門店化の方向が顕著にみられはじめたことがあつた。小見出しの「(6) 景気変動」に関しては、花園町通と札木町を比較した場合に、上述した新旧商店街としての状況が明記されている。この点からは、広小路通りや豊橋駅に近い花園町通の方が繁盛していたと推測できる。^⑬

表5 昭和10年豊橋市における商店街の小売業者の構成

品 種	商店街名	松竹館通	花園町通	横町通	札木町
1 呉服、太物、麻織物商		3	15	7	2
2 洋反物、羅紗商		2	3	0	0
3 洋服商		3	0	4	3
4 婦人、子供服商		1	1	0	1
5 布団、夜具商		0	2	1	0
6 毛布類商【古着商】		0	1	0	0
7 綿糸、毛糸、編物、組物商		1	1	0	0
8 小間物、袋物商		1	6	0	0
9 洋品類商		4	14	4	1
10 靴及び付属品商		1	0	0	1
11 下駄、草履、その他の履物商		5	2	0	2
12 蔬菜商		2	1	0	1
13 果物商		1	0	0	0
14 鮮魚介及び冷凍魚介商【鮮魚介商】		0	0	0	1
15 牛、豚、鳥肉商		1	0	0	1
16 和洋酒、清涼飲料商		1	0	0	0
17 砂糖商		1	0	0	0
18 味噌、醤油、その他調味料商		1	1	0	0
19 和洋菓子商		9	2	1	3
20 茶類商		1	1	0	1
21 煙草商		1	0	0	0
22 その他の飲食料商		0	0	0	2
23 瓦、煉瓦、スレート、タイル、土管商		1	0	0	0
24 家具、指物商		2	0	0	1
25 漆器商（仏具を含む）		0	0	1	1
26 荒物商		1	0	0	0
27 陶磁器、土器商		1	0	0	0
28 金属器具商		1	1	0	0
29 紙及び紙製品商		0	0	1	0
30 文房具、学芸品、事務用品商		1	1	0	1
31 玩具、遊戯、娯楽品商		1	0	0	0
32 薬品、衛生材料商		4	1	0	1
33 時計商		3	0	0	4
34 貴金属、宝石商		0	1	0	0
35 眼鏡商		0	0	0	3
36 蓄音機及びレコード商		0	0	0	2
37 ラジオ及び付属品商		1	0	0	0
38 写真機及び写真用品商		1	0	0	1
39 科学的機械器具商		0	0	0	2
40 図書、雑誌商		2	1	0	1
41 美術工芸、書画、骨董商		0	0	0	2
42 花卉、盆栽、造花商		1	0	0	1
43 種苗商		0	1	0	0
44 自転車及び部分品商（修繕を含む）		1	0	0	1
45 馬車、荷車、人力車、その他の車両商		1	0	0	1
46 鉄砲、火薬商		1	0	0	0
47 機械工具及び土工具商		1	0	0	0
48 日用雑貨商【よろず屋】		0	1	1	0
49 以上の分類に入らざるもの		2	2	0	1

出所) 前掲『昭和10年全国商店街調査資料 第1巻』所収の「産業合理化」第20輯、251～253頁より作成。

備考) 旧字体も含め読みやすくするために適宜加筆した。【 】の業者が該当する。

表6 昭和10年豊橋市における商店街の小売店以外の業者構成

品 種	商店街名	松竹館通	花園町通	横町通	札木町
1 小売市場（市営、生鮮食料品並びに日用品）		1	0	0	0
2 卸売業		3	0	0	6
3 銀行		0	0	0	3
4 その他【無尽会社】		1	0	0	0
5 保険業者		1	0	0	4
6 倉庫業者【個人倉庫】		0	2	0	0
7 映画館		1	0	0	0
8 理髪店、結髪所、美容店		4	1	0	2
9 旅館		0	0	0	4
10 料理屋		0	0	0	1
11 うどん、そば屋		2	1	1	1
12 和食店		3	1	0	1
13 洋食店		1	0	0	2
14 喫茶店		0	0	0	1
15 以上の分類に入らざるもの		6	0	0	3
16 医院、病院（歯科医を含む）		1	0	0	2
17 神社、仏閣、教会【神社】		0	0	1	0
18 事務所		1	0	0	1
19 住宅		1	2	1	1
20 空地		1	0	0	0
21 空家		2	0	1	7
22 その他【請負業】		3	2	0	0

出所) 前掲『昭和10年全国商店街調査資料 第1巻』所収の「産業合理化」第20輯、253～254頁より作成。

備考) 旧字体も含め読みやすくするために適宜加筆した。【 】の業者が該当する。

表7 昭和10年豊橋市における4つの商店街の特徴

	松竹館通	花園町通	横町通	札木町
商店街の顧客	市の東南方面の中流以下の一般顧客及び東南部郊外の農村方面の顧客。	全市各方面の市民及び市の外郭に散在する各方面の農村の顧客。	全市及び東北部の農村方面の顧客、市の中央になるため東方俸給生活者、南部中流顧客及び西部の工場地帯等各方面の顧客を有す。	東方の住宅区域の俸給生活者6割、その他全市各方面の中流階級以上の顧客。
商店街の動き	(1) 純商化傾向・新開地の感あり、また東部及び南部方面より市の中心部へ通ずる唯一の幹線となるため行客多く、ために新規開業者は期せずしてこの商店街に開業し、純商化傾向顕著なるものあり。 (2) 現代化傾向・新規開業者多く、他に比し比較的陳列売多い点よりみれば現代化傾向を示しつつあり。 (3) 集中化傾向・露店	(1) 純商化傾向・最近10年来急速に純商化傾向を示し、小売商店率は他の商店街に比し高し。 (2) 現代化傾向・最近4、5年来盛り場式陳列売増加し、装飾方法等現代化傾向顕著なり。 (3) 集中化傾向・市の最中央に位し、東西に走る主要路線間を結ぶ南北の補助路線として、最適当街区とされ、新規開業者争ってこの処に集中し、	(1) 純商化傾向・自然的に中央商店街を形成するため、相当この傾向認めらる。 (2) 現代化傾向・商店街全体として座売は減少し、陳列売は増加し、装飾方法等にも、相当この傾向現る。 (3) 集中化傾向・呉服商番頭等の年明け開店場所として物色せられ、相当この傾向を示しつつあり。 (4) 専門化傾向・子供	(1) 純商化傾向・幹部の尽力にも拘らず銀行、問屋、事務所等の増加により純商化傾向なし。 (2) 現代化傾向・座売は減少し、陳列売増加し、装飾方法その他各方面に、この傾向認めらる。 (3) 集中化傾向・多少店舗別に顧客集中の傾向を認む。 (4) 専門化傾向・最近2、3年来新規開業の店舗は概ねこの傾向を示しつつあり。

	市日あるいは公設市場の存在等特殊の事情により時間的に集中する傾向あり。 (4) 専門化傾向・新規開業店舗多く、ある程度の専門化を示す状態にあり。今後益々この気運濃厚なるべし。 (5) 慰安化傾向・現在直ちに断定し得ざるも都市は東南方へ移動の傾向あり。付近一帯は新開地気分溢れ、今後益々盛り場の観を呈せん。 (6) 景気変動・最近順次小売店密集し、商店街としての態型を整備し、東南部方面もまた急速な発展を示しつつあるため益々繁栄途上にあり。	最近豊橋一の商店街を形成せり。 (4) 専門化傾向・開店店舗の多くは呉服店、モスリン店、太物店、足袋店、ショール店等の専門店にして、この傾向顕著なり。 (5) 慰安化傾向・最近2、3年来、裏街にカフェ街出現し、遊戯店、撞球店、おでんや等多く、盛り場を形成す。 (6) 景気変動・最近10年来の不況、特に当市主要産業たる蚕糸業の不振のため一般的に購買力の減退を来し不振なり。然るに最近2、3年来は前項の影響及び百貨店の影響、産業組合の影響等甚大なるにも拘らず中央商店街として益々繁栄しつつある傾向にあり。	服店、モスリン店、呉服店等相当専門化傾向あり。 (5) 慰安化傾向・全然無し。 (6) 景気変動・最近一般的原因により衰微しつつある傾向なり。最近2、3年来、街の中央部に大なる空家出来し悪影響あり。	(5) 慰安化傾向・全然認められず。 (6) 景気変動・最近5、6年来、南部及び南東部に新開地、商店街発展するに及び他に顧客を吸収され、また所在家屋概して奥行深く、店舗に対する単位家賃地代等の高価のため新規小売の開業無く、非小売営業の自然増加により衰微の途を辿りつつあり。高級商店多く、顧客は中以上の階級たるゆえに最近2、3年来、交通機関の発達のため名古屋市所在のデパートに顧客を奪われ相当の打撃を受く。
商店街の団体組織	(1) 団体名：豊明会 (2) 設立年月：昭和6年12月 (3) 加入資格：地区内に於いて小売店を営むもの (4) 団体員数：31店 (5) 事業の概要：共同売り出し、共同装飾 (6) 会計の概要：会費月10銭、新規入会費2円。売り出しその他共同事業の諸経費に充つ	(1) 団体名：花園町同盟会 (2) 設立年月：昭和2年12月 (3) 加入資格：地区内小売商人は強制加入とす (4) 団体員数：46店 (5) 事業の概要：宣伝、売り出し、催物、包装紙の印刷等共同にて実施す (6) 会計の概要：売り出し開催に際し景品券を配布し、剰余金は積立て、不足金は借入とす。装飾に際しては実費徴収、宣伝費として1店に付、月50銭徴収	(1) 団体名：横町商和会 (2) 設立年月：大正13年1月 (3) 加入資格：地区内に於いて小売店を営むもの (4) 有資格数：21店 団体員数：16店 (5) 事業の概要：中元、歳の市、その他各種名目の売り出しをなし、同時に共同のチラシを配布する程度なり (6) 会計の概要：(記載なし)	(1) 団体名：札木町共栄会 (2) 設立年月：昭和2年12月 (3) 加入資格：地区内に於いて小売店を営むもの (4) 団体員数：33店 (5) 事業の概要：各種名目の売り出し、座談会、研究会、商工祭、その他共同催物等 (6) 会計の概要：毎月10銭徴収、入会金なし。その他の事業を行う場合はその事業ごとに徴収
商店街の共同施設	(1) 共同売り出し・各種売り出し (2) 共同照明・商店街の西より5割程度迄は鈴蘭灯を設置す	(1) 共同売り出し・年末、年始、歳の市、中元、景品付納涼その他各種売り出しを行う(花園町同盟会主催)	(1) 共同売り出し・福引券1枚平均6銭とし、売上高1円ごとに1枚ずつの割とし、商和会会員に開催す	(1) 共同売り出し・各種名目の売り出しを共栄会として開催 (2) 共同照明・鈴蘭灯40基を設置す(札

	(3) 共同日覆…無 (4) 共同散水…共同にて街路散水をなす (5) 共同催し物…無 (6) その他…売り出し その他に当たり共同宣伝を行う	(2) 共同照明…町の要所所に5基の照明灯施設(電灯料は戸数割) (3) 共同日覆…無 (4) 共同散水…無 (5) 共同催し物…本年初めて七夕祭を試み、同時に併せ売り出しを行ったり。成績良好 (6) その他…共同宣伝または他都市商店街の視察をなす	(2) 共同照明…町内として共同の鈴蘭灯を設置す (3) 共同日覆…無 (4) 共同散水…無 (5) 共同催し物…商店連盟主催にかかるとる商工祭等に共同の広告宣伝車等に参加さす等 (6) その他…売り出し等に共同のちらしを配布し、共同宣伝をなす	本町共栄会に於いて) (3) 共同日覆…無 (4) 共同散水…無 (5) 共同催し物…商工祭その他の共同催物を行う (6) その他…無
更生策	新興の商店街にして最近小売店集中の傾向著しく、東部方面の顧客層を擁し、益々発展途上にあると雖も客足比較的止まらず、これに対する対策を必要とする。当商店街は多数の行政町内を包含するため共同的施設をなすに当たり、統一を欠く憾あり。商店街として統制ある団体を結成する必要なきや。	商店街中に同盟会に加入せざる小売店以外のもの7軒あり。これらを小売店化せしめ全町挙げて小売店となし、共同の「パラベット」装飾を施し、または「アーケード」式商店街となし、平面「デパート」化こそ更生策なるべし。右に関し商店街商業組合設立の研究中と聞く。	(1) 主要部分に大なる空家、向側に広大なる間口の倉庫あり。これら空家・倉庫等を小売店化すること。(2) 旧式店舗3、4存在のため商店街気分削減さる。これら新店舗改造へ慫慂すること。(3) 当町内中心部を両断する字界に新私道開設の議あり。これが開設は一画の循環遊歩路線開通となり。中心商店街の一層の繁栄を来さん。	(1) 当商店街は旧東海道に位し、人車道の別なく道路狭きため遊歩客の通行に不便にして、従って購買客少なく、他の商店街に吸収さる傾向あり。各商店奥行深きゆえ、6尺ないし9尺後退し舗道を設くるを更生策の第1とす。(2) 当町とその南方幹線道路魚町との中間に字界ありて細き溝を有するため、両町に於いて半々ずつ土地を提供し補助路線となし、娯楽機関を密集せしむべしとの意見、商店街幹部間にあり。中心の南方移動の傾向あるに鑑み良策なるべし。尚また各小売店の奥行も縮小せられ、営業場に対する単位家賃も低下するため小売店増加を促すに至らん。
娯楽機関	付近一帯盛り場の気運あり。裏にはカフェ式食堂2、3生じ、将来益々盛り場の形態を整えるに至らん。	付近裏街の一画に最近カフェ、遊技店密集し、娯楽機関としての一端をなす。	区内及び付近になし。	区内に映画館、劇場等の設置なく、娯楽機関となるものなきも、裏通一帯は板新道と称し花柳街なり。

出所) 前掲『昭和10年全国商店街調査資料 第1巻』所収の「産業合理化」第20輯、245～249頁より作成。

備考) 旧字体を新字体、片仮名は平仮名に、句読点また送り仮名を付すことも含め読みやすくするために適宜加筆した。本資料は縦書きであったが、横書きとしたため、「右」などの合わない表現がある。また、「記載なし」は筆者の加筆である。

(三) 商店街の団体組織は、大正後期から昭和初期に結成されていた。共同の売り出し・催し物が事業内容として行われた。三つの商店街では会費徴収があり、同事業の諸経費に使用された。

(四) 商店街の共同施設としては、前述のように共同の売り出しが開催され、かつ催し物も開かれるようになった。このために共同照明が整備されていた。

(五) 更生策としては、四つの商店街の様々な課題への解決策が掲げられていた。小売店が集合した商店街としては、アーケード式の商店街を完成させ、「平面デパート」化が急務であつたことがわかる。また、旧式の店舗から新店舗へ改造することで、商店街としての雰囲気作りなどの対策が練られていた。

(六) 娯楽機関としては、松竹館通と花園町通にカフェなどが出現していたことが理解できる。例えば、昭和七年の豊橋市にはカフェが82軒、喫茶店が20件ほど存在していたとの記事があり、商店街の周辺に増加しはじめた。¹⁴表1・5に示しているように、商店街がおもに小売店から組織化されていたことで、まだこの時期では商店街のなかに表2・6の飲食店である接客業は、今日ほど多くなかったことが判明する。

三、丸物の動向—京都駅前を本店として急成長した新興百貨店—

(一) 丸物の京都本店と岐阜支店の動向

昭和期に入り、三越、白木屋、松坂屋、高島屋、大丸などの呉服系百貨店に次いで、阪急百貨店を筆頭に電鉄系百貨店が登場し、百貨店業界に新たな営業展開をみせるようになった。これらとは別に、西では京都の丸物、東では東京の伊勢丹が著しく成長し、新興百貨店と呼称され、大都市系百貨店が大規模小売業態として君臨した。¹⁵

丸物が合名会社化と同時に開店したのは大正九年(一九二〇)一月一日で、当初の社名(商号・店名)は京都物産館であつた。京都物産館が近代的大型店舗として開店したのは、大正十五年(一九二六)十月であつた。その後、京都物産館は昭和四年(一九二九)に日本百貨店協会に加盟した。合名会社組織のまま丸物へ改称し営業を開始したのが、昭和六年(一九三一)九月末から十月にかけてであつた。¹⁶

昭和七年(一九三二)当時、丸物は京都駅前に本店を構える以外に、京都市内では西陣に分店を開設し、岐阜市に支店網を伸ばしていた。社長は中林仁一郎であり、昭和八年(一九三三)上半期の純益金二十二万余円を計上する優秀な成績をおさめていた。¹⁷

丸物は、岐阜市において昭和五年(一九三〇)六月一日に売場面積四百坪の支店を開店した。同年十一月一日には食料品や金物、

荒物類の売場として約二百坪を増築し、逐次売場の拡張と改良を重ねて店舗を補強していった。⁽¹⁸⁾『岐阜市史』には、当時の岐阜市長であつた松尾国松が関西財界のコネを頼つて丸物の支店を誘致したとある。当然、「岐阜銀座」と呼ばれる市内随一の繁華街であつた柳ヶ瀬でも強い反発が起つた。そこで、松尾自らが百貨店の商法を見習つて各商店が奮起することになれば、必ず地元でも潤いを得ることができると、地元の小売商を説得したと記される。⁽¹⁹⁾

岐阜支店では、京都、名古屋、岐阜、大阪に約350軒の京都本店を経由しない直接の取引先を有し、時宜に適した催事・宣伝を武器に営業を推し進めた。さらに、岐阜支店は上述の柳ヶ瀬の好立地の場所で展開し、岐阜市内唯一の本格的百貨店として人気を集め、岐阜文化の向上に貢献することに励んでいた。⁽²⁰⁾すなわち丸物は、岐阜市への支店設置では市長の積極的な誘致を受けたものの、最初から店舗を整えたわけではなかった。丸物は取扱商品を拡大して顧客を誘引できるような催事を開催しながら、地方百貨店として地元で溶け込むことに成功したのであつた。

昭和五年（一九三〇）の大都市系百貨店の地方都市への支店設置については、三越が金沢支店を十一月十五日に開店した。この意味では、丸物の支店設置が半年弱早かつたことになる。また、三越は昭和六年（一九三一）三月十七日に高松支店、同七年（一九三二）五月一日に札幌支店、松坂屋は同年十一月二十日に静岡支店を開店した。⁽²¹⁾丸物の豊橋支店は後述するように昭和七年十月二十一日の開店であり、同じ東海地方の松坂屋の静岡支店よ

り一ヶ月ほど早かつた。これらのことから丸物の支店設置は、三越や松坂屋と競うほどの展開ぶりであつたと評価できる。⁽²²⁾

（二）丸物の豊橋支店設置の動向と営業展開

豊橋市への丸物の支店設置に関しては、『豊橋財界史』と『豊橋市史』から確認しておこう。

まず『豊橋財界史』には、「昭和七年、京都の丸物百貨店が本格的に進出する騒ぎがはじまつた。広小路通りの神明町寄りに、それまで大原富次郎がやつていた豊橋物産館が行詰り、株式会社組織に切替えたときに、丸物が大株主になつたのである」とある。⁽²³⁾次に『豊橋市史』には、昭和七年に「京都の丸物百貨店が本格的に進出することになつたので大変な騒ぎとなつた。これは広小路通の神明町より営業していた大原富次郎の豊橋物産館が苦境に陥り、丸物を大株主とした株式会社へ切りかわろうとしたためである」と、ほぼ同じ内容がみられる。⁽²⁴⁾

豊橋物産館の経営が、昭和七年（一九三二）のいつ頃かは定かにはなっていないものの行き詰まり、それを機に株式会社化すること、大株主となつた丸物に経営権が移行したと受け取れる。次に、この点を掘り下げるために、以下『豊橋商工会議所月報』と『豊橋商工案内』から考察していこう。

まず豊橋物産館（以下、物産館）の会社設立の動向からみていく。

物産館については、拙稿にて少し触れておいた。新聞記事（豊

橋日新聞、昭和七年五月八日付)のなかで、物産館社長の大原富治郎が、豊橋市に來住して二年と述べていた。⁽²⁵⁾この点について『豊橋商工会議所月報』からは、物産館が昭和五年(一九三〇)九月十五日に合資会社として設立されていたことがわかる。代表社員は勿論、大原で金二千円の無限社員となっていた。さらに、金三千円の名古屋市在住の有限社員がもう一人確認できる。⁽²⁶⁾同年十一月には大原の出資額が五百円に減額し、金千五百円の豊橋市在住の有限社員が一名増加していた。⁽²⁷⁾なお、本店所在地は「豊橋市清水町二十番地」で、営業目的は「物産百貨及食料品売買業及之ニ付帶スル事業」とある。⁽²⁸⁾大原が物産と食料品以外に「百貨」と付けたことからみて、百貨店の営業方法を十分意識し展開していたことは間違いない。

昭和七年(一九三二)の『豊橋商工会議所月報』からは、まず大原が同年九月二十日に物産館を株式会社として新たに設立し、同月二十四日に登記していたことが知れる。代表取締役は大原で、そのほか二名の取締役の名前がみられ、一人は前述の金三千円の名古屋市在住の有限社員であった。資本総額は金一万五千元、一株金額は金二十円であった。大原は、営業目的を「百貨商品売買業」に変更していた。ここからは、百貨店開業を意識する以外のなにものでもない営業目的であったと推測できる。次に大原は、合資会社としての物産館を「総社員の同意」の理由で、同日の二十四日に解散していた。⁽²⁹⁾

次に、丸物は同年の翌十月八日に支店を開設した。支店が設置

された場所は、物産館と同じ「豊橋市清水町二十番地」であった。合名会社としての代表社員は中林仁一郎(金五十五万円)で、ほかの出資者として谷政二郎(金二十万円)と中林捨次郎(金五万円)の名前がみられた。⁽³⁰⁾丸物の営業目的は、「二、百貨品ノ陳列販売並ニ卸売業、三、百貨品ノ輸出入業、三、食料品及飲食物ノ販売、四、貸室業、五、写真業、六、其ノ他前各号ニ付随スル一切ノ業務、七、計量器ノ販売、八、郵便切手類収入印紙ノ売捌」であった。この内容からは、物産館の上述の営業目的と比べるまでもなく、当時の百貨店の営業形態がより具体的に示されていた。⁽³¹⁾

『豊橋商工案内』からは、物産館が株式会社へ転換した昭和七年(一九三二)九月二十日に、大原が同じ場所において別会社の「豊橋産業株式会社」を設立していたことが判明する。営業種目には「百貨商品売買業並土地建物賃貸業」とあり、販売業のほかには不動産業を開始していたことから店舗所有者となっていたと思われる。物産館は株式会社化し、丸物は大株主になったが、一方では丸物は別に合名会社の支店を開設していた。おそらく、大原が大株主である丸物に対し、物産館の旧店舗を貸し出したことが推定される。⁽³²⁾丸物の「支店設置年月日」については、『豊橋商工案内』に昭和七年(一九三二)十月八日と記載されている。営業種目は「百貨品ノ陳列販売業並ニ卸売業、食料品・飲食物ノ販売」で、「合名会社丸物豊橋支店」と掲載されていた。⁽³³⁾

物産館から丸物へ入れ替わったことが、実は昭和七年(一九三二)十月の新聞記事からもわかる。物産館は、十月五日から同月十日

の『豊橋新報』『新朝報』『参陽新報』『東海朝日新聞』の四紙に、謹告　大豊橋発展に順応すべく店内大改造と全商品陳列変更の為、五日より来る商品祭まで勝手乍ら休業させて頂きます　豊橋物産館」という改装期間を知らせる広告を出した。物産館は十月五日から一時閉店となっており、上述した同月八日の丸物による支店設置の時期と一致する。⁽¹⁴⁾ 物産館と丸物の両者が豊橋市の最大の商業祭りとして昭和五年（一九三〇）から開始された商品祭の開催時期にあわせて上手く移行したことになる。⁽¹⁵⁾

以上のように、丸物は大株主となつたうえに、実は貸し出された店舗内に支店を開設して、營業展開が自由にできるように仕組まれていたと捉えた方が妥当であろう。つまり、丸物は支店設置を行つたうえで、物産館と瞬く間にすり替つたのであつた。

表8-1、6には、『豊橋日日新聞』『豊橋大衆新聞』のほか全六紙の十月・十一月の丸物の売出し・催事に関する広告を載せた。丸物の営業展開は素早く、最初の広告が十月十九日から二十日にかけてであった。そこでは、「御挨拶名称変更御披露」として物産館からチェンジしたことをアピールし、開店を二十一日として六紙に掲げた(表9…【1】)。このあとの文言が「豊橋広小路皆様の百貨店マルブツ」とあり、開店した場所と顧客のための百貨店であることが強調され、かつ丸物の名称を周知させるのかのようにカタカナで明記していた。

その後、丸物は「改称記念」として、十月二十一日から二十五日まで、「呉服十種大奉仕（三階）」、「新柄銘仙陳列会（三階）」、「時

代の花形ブレザン錦紗の会（三階）、「流行新型コードモ服陳列会（三階）」「優良雜貨記念超奉仕（二階）」「コードモ用品記念奉仕（三階）」「拾錢均一店開設（四階）」など開催する広告を新聞に掲載した。そのうえ、福引大景品付で消費者の気を引く營業を展開した（表8-1-6…【1-1】【2-1】ほか）。丸物は店舗の二・四階で催事を開催し、良品廉価主義を前面に出して（表9…【1】）、なおかつこれらが成功し、開店早々に賑わいをみせた（表9…【3】）。しかも4階で食堂を開始し、その宣伝を積極的に行い、百貨店としての營業体制を整えていった（表8-1…【6-1】ほか）。

加えて十一月月上旬にかけて、丸物は次々と六紙のすべてに広告を掲載し營業を展開した。ところが十一月九日をもつて、焼きリソグ売出しと食堂を宣伝する以外の催事に関する本格的な広告をピタリと止めている。⁽³⁶⁾この点こそが、次節で論じる丸物による支店設置の反対運動が生じた時期と一致していた。

四、豊橋市内の小売商による反対運動の動向―新聞資料からの検討―

まず、丸物の支店設置に対する豊橋市の市内小売商による反対運動の動向について、『豊橋財界史』と『豊橋市史』から確認しておこう。

『豊橋財界史』には、「丸物百貨店の進出と商店街」の見出しがあり、先述の物産館から丸物へ移行した以外の経緯が記されている。

表8-1 昭和7年10・11月の丸物の営業展開 (『豊橋日日新聞』)

- 【1-1】《広告》「御挨拶 名称変更御披露 豊橋広小路 皆様の百貨店マルブツ」：10月19日付、3頁
 【2-1】《広告》「21日より25日まで 改称記念福引大売出し/呉服十種大奉仕/新柄銘仙陳列会/流行新型コードモ服陳列会/10銭均一店開設」：10月20日付、1頁
 【3-1】《広告》「26日より31日まで 盛況御礼感謝大廉売/優良メリヤス毛布破格提供」：10月26日付、3頁
 【4-1】《広告》「11月1日より7日まで ㊦物の大誓文払/呉服大せいもん払/雑貨大せいもん払/年に1度のお買時お早いが勝」：10月31日付、2頁
 【5-1】《広告》「10日より16日まで 呉服雑貨大廉売/優良銘仙陳列競技会/流行ショール大売出し/雑貨大廉売/特選補助足袋おみやげ付大売出し」：11月9日付、4頁
 【6-1】《広告》「果実料理の超尖端 焼リンゴ売出し 滋養100パーセント 菓子ヨリ…オイシイ 焼リンゴ 是非御試食を!!! 1個金12銭 丸物4階食堂」：11月21日付、2頁、同月22日付、1頁、同月23日付、1頁、同月25日付、1頁、同月26日付、1頁、同月27日付、1頁

備考) 新聞資料はすべて豊橋市中央図書館所蔵である。昭和7年は省略している。広告の見出しの場合は冒頭に《広告》と記し、重要と思われるフレーズを掲載した。

表8-2 昭和7年10・11月の丸物の営業展開 (『豊橋大衆新聞』)

- 【1-2】《広告》「御挨拶 名称変更御披露 豊橋広小路 皆様の百貨店マルブツ」：10月19日付、1頁
 【3-2】《広告》「26日より31日まで 盛況御礼感謝大廉売/優良メリヤス毛布破格提供」：10月26日付、1頁
 【4-2】《広告》「11月1日より7日まで ㊦物の大誓文払/呉服大せいもん払/雑貨大せいもん払/年に1度のお買時お早いが勝」：11月1日付、4頁
 【5-2】《広告》「10日より16日まで 呉服雑貨大廉売/優良銘仙陳列競技会/流行ショール大売出し/雑貨大廉売/特選補助足袋おみやげ付大売出し」：11月9日付、4頁

備考) 表8-1と同じ。

表8-3 昭和7年10・11月の丸物の営業展開 (『豊橋新報』)

- 【1-3】《広告》「御挨拶 名称変更御披露 豊橋広小路 皆様の百貨店マルブツ」：10月19日付、2頁
 【2-2】《広告》「21日より25日まで 改称記念福引大売出し/呉服十種大奉仕/新柄銘仙陳列会/流行新型コードモ服陳列会/10銭均一店開設」：10月20日付、2頁
 【3-3】《広告》「26日より31日まで 盛況御礼感謝大廉売/優良メリヤス毛布破格提供」：10月26日付、2頁
 【4-3】《広告》「11月1日より7日まで ㊦物の大誓文払/呉服大せいもん払/雑貨大せいもん払/年に1度のお買時お早いが勝」：10月31日付、1頁
 【5-3】《広告》「10日より16日まで 呉服雑貨大廉売/優良銘仙陳列競技会/流行ショール大売出し/雑貨大廉売/特選補助足袋おみやげ付大売出し」：11月9日付、1頁

備考) 表8-1と同じ。

表8-4 昭和7年10・11月の丸物の営業展開 (『新朝報』)

- 【1-4】《広告》「御挨拶 名称変更御披露 豊橋広小路 皆様の百貨店マルブツ」：10月19日付、2頁
 【2-3】《広告》「21日より25日まで 改称記念福引大売出し/呉服十種大奉仕/新柄銘仙陳列会/流行新型コードモ服陳列会/10銭均一店開設」：10月20日付、3頁
 【3-4】《広告》「26日より31日まで 盛況御礼感謝大廉売/優良メリヤス毛布破格提供」：10月26日付、1頁
 【4-4】《広告》「11月1日より7日まで ㊦物の大誓文払/呉服大せいもん払/雑貨大せいもん払/年に1度のお買時お早いが勝」：10月31日付、1頁
 【5-4】《広告》「10日より16日まで 呉服雑貨大廉売/優良銘仙陳列競技会/流行ショール大売出し/雑貨大廉売/特選補助足袋おみやげ付大売出し」：11月9日付、3頁
 【6-2】《広告》「果実料理の超尖端 焼リンゴ売出し 滋養100パーセント 菓子ヨリ…オイシイ 焼リンゴ 是非御試食を!! 1個金12銭 丸物4階食堂」：11月19日付、3頁、同月21日付、1頁、同月22日付、1頁、同月25日付、4頁、同月27日付、4頁

備考) 表8-1と同じ。

表8-5 昭和7年10・11月の丸物の営業展開 (『参陽新報』)

- 【1-5】《広告》「御挨拶 名称変更御披露 豊橋広小路 皆様の百貨店マルブツ」：10月19日付、3頁
 【2-4】《広告》「21日より25日まで 改称記念福引大売出し/呉服十種大奉仕/新柄銘仙陳列会/流行新型コードモ服陳列会/10銭均一店開設」：10月21日付、1頁
 【3-5】《広告》「26日より31日まで 盛況御礼感謝大廉売/優良メリヤス毛布破格提供」：10月26日付、3頁
 【4-5】《広告》「11月1日より7日まで ㊦物の大誓文払/呉服大せいもん払/雑貨大せいもん払/年に1度のお買時お早いが勝」：10月31日付、1頁
 【5-5】《広告》「10日より16日まで 呉服雑貨大廉売/優良銘仙陳列競技会/流行ショール大売出し/雑貨大廉売/特選補助足袋おみやげ付大売出し」：11月9日付、3頁

備考) 表8-1と同じ。

表8-6 昭和7年10・11月の丸物の営業展開（『東海朝日新聞』）

【1-6】《広告》「御挨拶 名称変更御披露 豊橋広小路 皆様の百貨店マルブツ」：10月20日付、3頁
【2-5】《広告》「21日より25日まで 改称記念福引大売出し/呉服十種大奉仕/新柄銘仙陳列会/流行新型コードモ服陳列会/10銭均一店開設」：10月21日付、1頁
【3-6】《広告》「26日より31日まで 盛況御礼感謝大廉売/優良メリヤス毛布破格提供」：10月26日付、3頁
【4-6】《広告》「11月1日より7日まで 〇物の大誓文払/呉服大せいもん払/雑貨大せいもん払/年に1度のお買時お早いが勝」：10月31日付、3頁
【5-6】《広告》「10日より16日まで 呉服雑貨大廉売/優良銘仙陳列競技会/流行ショール大売出し/雑貨大廉売/特選補助足袋おみやげ付大売出し」：11月9日付、3頁
【6-3】《広告》「果実料理の超尖端 焼リンゴ売出し 滋養100パーセント 菓子より……オイシイ 焼リンゴ 是非御試食を！ 1個金12銭 丸物4階食堂」：11月19日付、4頁、同月20日付、4頁、同月23日付、1頁、同月25日付、4頁、同月27日付、4頁、同月29日付、1頁

備考) 表8-1と同じ。

表9 記事内容（その1）

- 【1】御挨拶：名称変更御披露；謹啓 毎度一方ならぬ御愛顧を忝うし難有奉鳴謝候、陳者先般来内部改造中の〇百貨店（旧名豊橋物産館）儀、今漸く整頓面目を一新仕り、来る10月21日華々しく開店の運びと相成候事、是偏に皆々様御引立ての資と感佩の至りに奉存候、就いては同日より丸物独特の良品廉価主義を以て皆様の百貨店としての使命遂行に邁進仕り度き所存に御座候間、何卒倍旧の御引立ての程奉願上候。
- 【3】開店早々日々賑々しく御来店の栄を賜り、御芳情の段、御礼の申上げ様も無之、店員一同深く感泣仕り候、就いては御礼の為、左の品々破格の御礼値段を以て、26日より31日まで御提供申上候間、御誘い合わされ御来駕の程、待入り奉り候。

備考) 【1】は表8-1～6の【1-1】～【1-6】、【3】は表8-1～6の【3-1】～【3-6】のことである。句読点・並列点を適宜加え、旧字体、旧仮名遣い、カタカナ、誤字脱字、送り仮名、難字等を必要に応じて修正し、用語・表現を読みやすく統一し書き直している。数字は横書きのため算用数字に直した部分がある。判別できない箇所は前後から判断し、また難読漢字にはルビを補った。文章中で前述・後述を示す「右」「左」などの表現についてはソノママとした。なお、本文に引用した記事に関しても前述と同様にしている。

る。市内小売商の有志で結成していた清和会が、昭和七年（一九三二）十一月十三日の夜に田中屋呉服店で会合を開き、丸物進出対策を協議したことからはじまっている。そののち、翌十二月に入ると丸物との間で、八日に第一回、十三日に第二回の会合を持ち、十五日には商工省を立会人として覚書を交わすことで、丸物の進出問題は解決したとある。これとほぼ同じ内容が、『豊橋市史』にも書かれている。⁽³⁶⁾

このように反対運動の経緯が記載されているものの、清和会と丸物の両者の主張・動向についてさらに深める余地が十分にある。本稿では、既述の表8-1～6で使用した六紙のなかで『豊橋大衆新聞』（以下、『大衆』）『新朝報』『豊橋日日新聞』（以下、『日日』）を中心に考察していく。

（二）『豊橋大衆新聞』からの検討

丸物の支店設置については、『大衆』の十一月二日に最初の記事が掲載されている。これが全紙のなかでも初発であった⁽³⁹⁾（表10・11：【7】）。そのなかでは、地元百貨店で昭和七年（一九三二）七月一日に開店していた旭デパートと、こののち開業が予定され同年十二月二十二日に開店したエビス屋百貨店についても書かれていた。これら百貨店の合理的経営が消費者を奪うことになり、百貨店の出現が市内小売商にとって大きな脅威となるのではないかと記されていた。⁽⁴⁰⁾

十一月十五日から十七日にかけては、市内小売商の有力団体で

表10 昭和7年丸物の進出と反対運動の動向 (その1:『豊橋大衆新聞』)

【7】「小売業者の脅威 百貨店躍進! 再び小売業者に間に痛切な問題となった対百貨店問題」: 11月2日付、2頁
【8】「百貨店の躍進に小売業者必死の対策 清和会を中心に商工省へ防止を陳情 <u>連盟会も実現か</u> 」: 11月15日付、1頁
【9】「確実な対抗策は見出されまい 大資本の圧迫に小売業者の窮迫は当然の運命」: 11月15日付、1頁
【10】「きょう代表者上京 商工当局へ陳情 丸物支店に端を発した市内小売業者の百貨店進出反対運動」: 11月17日付、2頁
【11】「注目される小売業者の百貨店進出反対運動 自制協定に背反するものではないと丸物側高をくくる」: 11月19日付、1頁
【12】「広告協会 百貨店対協議」: 11月19日付、2頁
【13】「会議所を主体として今後も運動を続ける あく迄目的の貫徹を期す小売業者連 <u>百貨店進出反対運動</u> 」: 11月21日付、2頁
【14】「豊橋小売業者の……このお馬鹿さん振り 苛しくも小売を業とするものは是非共一読の要あり!! 切に警告す」: 11月23日付、2頁
【15】「丸物撤退陳情には大した期待を持たず 小売業者組合結成の積極的手段で対抗 <u>注目される市内商店界の動き</u> 」: 11月25日付、1頁
【16】「飽く迄丸物撤退を決意する豊橋小売業者 昨日小売業者側代表者牧野氏等 神野商工会頭と懇談」: 11月27日付、1頁
【17】「統一結束を図る為 市内小売業者大会 近く開催して氣勢をあげるか <u>主唱者連目下準備中</u> 」: 11月27日付、1頁
【18】「丸物撤退の実現も望み薄 かくて百貨店に虐まれる市内各種商工業者」: 12月4日付、2頁
【19】「天神商店街、百貨店の重圧を前に豊橋唯一の盛り場も今や全く行き詰まる! 対策として地方出張販売」: 12月9日付、2頁
【20】「 <u>丸物飽迄自説</u> を突っぱり解決を <u>引延</u> して居据らんと画す 来る15日頃第2回会見」: 12月11日付、2頁
【21】「市内商工業者が折れ結局解決か 今後営業拡張を為さぬことを根本的条件として」: 12月11日付、2頁
【22】「明13日第2回会見 丸物支店紛争問題 双方の譲歩で解決か」: 12月12日付、1頁
【23】「丸物問題も円満に解決し双方歳末大売出しに夢中」: 12月17日付、1頁
【24】「豊商会の売店は新春早々開業! 市場と相俟って1つの百貨店を形成 近隣小売業者に手痛い打撃」: 12月20日付、1頁
【25】「丸物問題で懇談会 清和会が」: 12月21日付、2頁

備考) 新聞資料はすべて豊橋市中央図書館所蔵である。昭和7年は省略している。

表11 記事内容 (その2)

【7】大資本を擁する大都市百貨店の進出は、激甚なる不況による消費者層の購買力減少によって窮地に追いつめられている地方小売業者をして決定的打撃を加えるもので、対百貨店問題こそ小売業者にとっては切実な問題であるが、過般百貨店の地方出張売出しは百貨店側の自制によって廃止することになり、一先ず問題の解決をみた形で漸く安堵の胸をなでおろしていたが、それも暫時また別の形における百貨店の躍進に豊橋市内小売業者は脅威されだした。即ち最近、旧物産館あとに京都丸物百貨店の支店として丸物の開業あり、また松葉プール跡にエビス百貨店が開業されんとしており、既設の旭デパート等と相俟って、その合理化された時代的経営により、市内消費者を奪い去らんとしつつあり、小売業者に比較して発展性のあることは確かなので、かくては小売業者は危路に立つことを余儀なくされんとしており、対百貨店問題は再び市内小売業者の間における痛切な問題となるに至った。
【8】地方小売業者の脅威である大都市百貨店の進出は、過般百貨店の自制によって廃止されることになり、一安堵も東の間、豊橋地方小売業者は又別の形における百貨店の進出、即ち支店名目による京都丸物の進出、地元資本家の百貨店開設等におびやかされ出し、再び対百貨店問題が切実な問題として日程に登って来たことは既報の如くであるが、小売業者の有力団体である清和会では此程、対策協議の結果、丸物の進出が百貨店側の声明後、為されたものである以上、右声明に信を置けずとして百貨店の進出防止策を積極的に講ぜられるよう商工省に近く陳情することになり、一方商工会議所においても窮境にある小売業者のために何等かの対策を講ずることになり、更に小売業者間に於いては、他力的解決に俟つのみならず、自力的に具体的対抗策を実行すべきであるとの気運が醸成されつつあり、過般問題にされた豊橋小売業者連盟の結成、共同売出し、共同宣伝、正礼励行、勘定日統一等が之を契機に実現されるに至るものとみられるに至った。
【9】京都丸物の進出、旭デパート、近く開業のエビスデパート等百貨店の躍進に脅威を感じつつある市内小売業者は、必至となって対策に努めつつあることは前項の如くであるが、大資本を擁して時代的な合理的経営を行う百貨店に圧迫され、小売業者が窮迫化させられるのは現在の経済機構のもとにおいては、当然の理で一時的な糊塗策は可能であっても、全面的な打倒は到底望み得る処ではないとみられる。就中、目下市内小売業者が対抗策としてあげている商工当局への防止策陳情の如きは全く成果の期待されないものであり、小売業者連盟会の結成による統制の如

きものも一時的な対抗策ではあり得ても有力な機関として結成すること自身、既に困難な仕事で実際の効果は望まねず、かかる事情から推して行って市内の小売業者は不況の深化と共に時代的に合理化された百貨店側に消費者層を奪い去られるのみであろうと見られている。

- 【10】 既報＝最近の市内における百貨店の躍進に大なる脅威を感じつつある市内小売業者は、その契機を為した京都丸物支店の開設が、過般の百貨店側の自制声明以後になされたものである関係から自制なるものに全く信をおかず、かくては小売業者の脅威されること大であると対策講究の結果、清和会を中心とする主唱によって丸物支店の豊橋からの撤退を陳情することになり、陳情書を起草し、市内36種の各商工業組合を動員、調印を取り纏めつつあったが、愈々今17日代表者上京、商工省及び日本百貨店協会に陳情をなす事になった。しかし之が直ちに奏功するや否やは極めて注目される。
- 【11】 丸物の支店開設及び地元資本家に依る開設等、最近百貨店の異常なる躍進に脅威されること多大である市内各種小売業者の対百貨店問題は丸物の支店開設を契機として全般的な問題となり、之が対策に就いて講究の結果、丸物の支店開設は過般の百貨店側の自制協定に背反するものなりとし、此程撤退陳情を商工当局及び百貨店協会に対して為しつつあることは既報の如くであるが、一方之に対して丸物側に於いては丸物は豊橋物産館と単に名称が変わっただけで、豊橋物産館当時にも事実上丸物の支配下にあったものであり、内容に於いて全く変わっておらず、尚、現在の支店を拡張するとか或は新築するとかの意図は持っていないのだから、小売業者にとって今更より以上の脅威となる筈はなく、又自制協定に背反如何は全く問題にならないと考えたと言っており、此の問題の成り行き、就中、小売業者連の陳情が奏功を見せるや否やは極めて注目される。
- 【12】 市内小売業者は百貨店対策の1つと勘定日統一、現金支払等の実行をあげているが、これが具体的実行方法について豊橋広告協会では21日協議さる。
- 【13】 市内各種小売業者連の丸物支店撤退陳情に対して商工省当局では、丸物側の持している意識を認めている如く簡単に奏功は予想されない状態であるが、小売業者側においては問題が生活の脅威問題であるだけに直ちにあきらめる訳にはいかず、あく迄貫徹を期して運動を続けることに意見が一致しており、今後は会議所を主体としてやることになり、目下、会議所側の助力を要請している。
- 【15】 市内各種小売業者連は丸物の支店開設は百貨店の自制協定に背反するものなりと、右支店の撤退を当局に陳情し、このことから俄然対百貨店問題は表面化するに至ったが、結局右陳情は奏功をみせない模様で、小売業者としても今や之に対しては大した期待を持たず、また同支店の現在の営業状態ならば旧物産館時代と大した差異は認められないので、従って撤退運動の主力を注ぐことを放棄して、或程度実質的な対策をもって対抗すべき気運が動きつつあり、即ち小売業者組合等の結成に依って市内小売業者を統一し協力をもって百貨店に当たらんとするものであるが、之にたいしては丸物側でも相応の対策をとるであろうし、小売業者が大資本に圧迫せられ窮乏化していくことは争えないであろうが、何れにしても最近市内商店界は丸物の支店開設を契機として注目せられる動きをみせている。
- 【16】 丸物の豊橋支店開設は百貨店の自制協定に明らかに背反するものであり、かくては自制協定なるものに全く信を置けず、脅威される処、大であると過般市内各種小売業者連は商工省及び百貨店協会に対して右支店の撤退を陳情した処であるが、右陳情は商工当局の傍観的態度によって容易に奏功を見せない模様であり、之に対して市内小売業者連は小売業者連盟結成等の或程度恒久的な対策を練る一方、あく迄右丸物支店撤退の奏功を期して進むべく決意し、その1つの方法として会議所を主体として運動を継続することになったことは既報の如くであるが、之について小売業者側代表者牧野氏等は、商工会議所総会に上京出席中だった神野会頭が一夜帰郷したので昨26日会議所を訪問、陳情懇談する処あった。
- 【17】 市内各種小売業者連があく迄丸物の撤退を期して邁進することになったことは前項の如くであるが、之がため全市内小売業者の統一結束を図るの要あり、またその他百貨店対策を大衆的に決するべく近く小売業者大会を開催し、氣勢を挙ぐべき気運が醸成せられつつあり、主唱者側に於いては早くも準備しつつある。何れにしても最近市内商店界の動きは百貨店に対する対抗に集中せられ、極めて時代的な色彩を帯びている。
- 【18】 丸物支店、十合百貨店販売部の開設、既報の旭デパート、近く出現せんとするエビス屋百貨店等々、百貨店の異常なる躍進に非常に脅威を投げかけられた市内各種小売業者は、対百貨店問題を重要問題として口程に上せ、対策として先ず丸物の自制協定違反をとり上げ、支店撤退を主務当局に陳情することは既報の如くであるが、之に対し商工当局では百貨店協会側に対し違反如何の調査を命じたといわれるも、結局それは形式的なもので奏功は先ず望みないといわれており、各種小売業者側においては今後会議所の助力と相俟って、あく迄実現を期すると意気込んで

はいるものの会議所自身も中々御輿を上げないという有様であり、結局に打ちひしがれて行く小売業者の大資本に対する果敢ない反抗として終わりそうである。若し奏功したとしても既設の百貨店及び地元資本家による百貨店開設は如何とも為す能わず。恐慌の深化と共に消費者層が合理化された百貨店側に奪ひ去られて行くのは必然の過程とみられ、外に小売業者連が百貨店対策として挙げている組合の組織等は百貨店にとっては問題にならぬものであり、かくて小売業者は全くドタン場に追い詰められた感がある。

- 【19】市内新銭町商店界有志によって今夏開設された天神商店街は、開設当時においては時代的な経営方法として俄然豊橋地方商店界に波紋をなげかけ、将来の発展性を期待されていた処で、実際において当初においては相当の賑わいを見せ、豊橋地方唯一の盛り場を形成していたのであるが、最近においては散歩客の激減、更に根本的理由としては不況の遂日的深化、より合理的経営たる百貨店の躍進、即ち丸物の支店開設、旭デパート等々のために消費者層を奪い去られる等で早くも行き詰まりの状態を現出し、多くの商店では家賃の支払いに窮している有様である。之は極めて注目せられる現象であるが、打開策に躍起となった同商店街に組織せられる商人連は最近歳末を控え、百貨店の裏をかいて農村への出張を計画し、此程鷺津町に第一回の出張販売を共同をもって行ったが、非常に好成績を挙げ、之に鑑み、今後もどしどし行うといっているが、極めて興味をもって見られている。
- 【20】丸物支店開設を中心とする丸物百貨店と市内各種商工業者との係争は極めて時代的色彩を帯びている処から、その成りゆきは齊しく注目される処となっているが、過日の丸物本店よりの代表者と市内商工業者代表者との会見においては、市内商工業者の主張する期限付き撤退に対して、丸物側はあく迄自制協定に背反せずとの見解を持して譲らず、遂に物別れとなり、来15日頃を期して第2回会見が行われることになったが、当日の会見において妥協点が発見され、解決に至るや否やはきわめて注目されているも、丸物側においては市内商工業者側があく迄撤退を要求する場合においても同様、自説を持して譲らず解決をひきのばす持久的戦法をもつてのぞみ、遂に問題を立ち消えに至らしめて居据わろうと画している模様である。
- 【21】問題に対する丸物側の意向は別項の如くなので市内商工業者があく迄支店の撤退を期している限り、両者折衝による問題の解決は遂に不可能とみられているが、市内商工業者側一部においては目的の奏功に対する悲観的気持ちから、丸物が今後店舗の拡張その他を行うことなく現状を持して営業を続ける限り旧物産館当時と大した差異なく、従ってその限りにおいては小売業者の受くる脅威の増大は認められず、また歳末を目前にして問題を続けることは反って不利であり、今後市内商工業者を圧迫せぬ方針をもつて営業をなすことを根本的条件として、具体的な付則を付して支店の存続を認めてはどうかとの意見を有するものもあり、或程度之が支配的な意見となりつつある模様で、この間会議所等の動きもあって、結局此程度の解決を告ぐるに至るのではないかとみられている。
- 【22】丸物支店問題を中心とする市内小売業者代表と丸物側との第2回会見は、明日13日会議所において行われることになったが、結局双方相当に譲歩し、昨報の如く小売業者側が丸物の支店の存続を認め、今後小売業者を圧迫するが如き営業政策をとらぬということを根本的条件として、解決を告ぐるに至るのではないかとみられている。
- 【23】丸物の支店開設を中心とする市内小売業者と丸物百貨店との紛争問題は、
▽丸物百貨店は現状維持の俁、今後増改築をせぬこと、同支店営業権を他に譲渡しないこと、取扱商品の部分を増加せぬこと、豊橋の物産品を本文店を通じて取り扱うこと、その他百貨店の自制協定によること。
等の条件をもつて落着することに至ったことは既報の如くであるが、之によって小売業者側は丸物支店の撤退は遂に奏功し得ず、多少の脅威は拭うべくもないが、とにかく一応のおさまりを見たので、こことも双方師走の大売出しに余念ない状態となったが、何れにしても問題に依って丸物支店の存在を一般に確認せしめた感あり、市内小売業者は甚だ分が悪い模様である。
- 【24】豊橋市新川公設市場の指定商人をもつて組織せられる豊商会においては現市場及び日赤診療所豊橋出張所前の空地を設置すべく計画、過般着工せることは既報の如くであるが、目下着々工事進捗中で明年早々開業の運びに至らしむべき予定の如くである。尚、当該売店は公設市場において取り扱う以外の商品を取り扱う市場と相俟って、百貨店的な色彩をもった売店を形成せんとするものらしく、付近小売商人の打撃は更に広範に手痛いものがあるとうみられている。
- 【25】豊橋市の小売業者を以つて組織する清和会では屢報の如く丸物百貨店問題も円満に解決したので、之が経過報告を兼ね19日夜7時から額ビルに於いて市内各新聞記者を招待して懇談会を開き、同会の牧野、加藤、白井氏等が交々詳細に経過を報告する所あり、記者側から小谷、山本、白井、西山諸氏の将来における希望を述べ、各自懇談を交えて8時半過ぎ散会した。

備考) 表9と同じ。

ある清和会が反対運動を起したことが知れる。また、市内小売商は豊橋小売業者連盟会を結成し、共同売出し・共同宣伝・正札励行・勘定日の統一などで対抗策を講じることが明記されている。そして、市内三十六種の各商工業組合の総動員による調印が行われた。その状況下で、清和会を中心とした代表者が十一月十七日に東上し、丸物の支店設置が日本百貨店協会（以下、百貨店協会と略す）が表明した自制協定に違反するものとして、商工省と百貨店協会へ陳情することになった。

この自制協定とは、百貨店協会が昭和七年（一九三二）八月十一日に発表した百貨店の営業活動の自制に関する声明書のこと、その三項に「支店分店ノ新設ハ当分ノ内之ヲ行ハザルコトトス」とある。⁽¹⁾ 清和会は、この三項の内容に違反しているとして、すでに開店していた丸物に対する反対運動を開始したことが理解できる（表10・11…【8】～【10】）。しかし、清和会は陳情する手段のほかに具体的な対抗策を見いだせずにいた。

この清和会の行動に対し丸物側は、実は物産館はその当時から丸物の「支配下」として経営がなされており、店舗拡張や新築は考えておらず、自制協定に全く違反してはいないと堂々と主張した（表10・11…【11】）。清和会としては、丸物の進出が生活に直結する問題であるから撤退の要望をあきらめる訳にはいかず、豊橋広告協会を通して対抗策を協議した。さらに、清和会は豊橋商工会議所をバックに、丸物の支店撤退運動を継続するために会議所への助力を要請した（表10・11…【12】【13】）。一方で、市内

小売商のなかには、おそらく丸物が撤退することは期待できないであろうから、撤退運動に主力を置くのではなく、営業対策をもって今後の対抗策を練るべきではないかという清和会の行動への反対意見がみられた（表10・11…【15】）。

ところが、陳情を受けた商工省が傍観的態度をみせたために、十一月二十六日に清和会は、とうとう商工会議所の神野会頭へ直接陳情懇談することに踏み切ったとある（表10・11…【16】）。他方、大々的に反対運動をすることは、逆に丸物を宣伝する結果になっていると記事に掲載される始末であった（表10…【14】）。清和会は市内小売商の統一と結束を図るために、小売業者連盟の結成や小売業者大会を開催し対抗した（表10・11…【16】【17】）。

これだけの反対運動を展開しつつも、丸物側には撤退の意思はみられなかった。このため、商工省が百貨店協会へ自制協定に違反したのではないかとの疑念から調査を命じたことがあったものの、それは形式的なものではなかったのか。そして、丸物が撤退することへの望みは薄く、市内小売商は土壇場に追い詰められた様相であったとの記事が載せられるようになっていた（表10・11…【18】）。ところで、豊橋市のなかでも好調であった天神商店街では、旭デパートや丸物が開店した影響で来客数が激減していた。そのため同商店街では、打開策として農村へ出張販売を共同で敢行し、好成績をあげる事態となっていた（表10・11…【19】）。清和会と丸物の代表者が会合を持ったものの、丸物側は自制協定に違反しておらず、撤退しないとの主張を譲らず物別れとなつ

た(表10・11…【20】)。さらに、既述の丸物支店設置を容認する意見が強くなっていた。この理由には、丸物がこの先、店舗拡張などをせずに現状維持のままで営業を続けるとの方針であれば、物産館時代と大差はないのではないかという意見が大勢を占めつつあったからであった。(表10・11…【21】)。

第二回目の会見が十二月十三日に行われ、まずは清和会が歩み寄ること、双方が譲歩の動きをみせた。そのなかで丸物が、市内小売商を圧迫する営業戦略をとらないという条件を基本として解決へ向かう方向性がみえだした(表10・11…【22】)。結果的には、丸物側が五つの条件を呑むことで支店設置が容認され、その後の豊橋市における師走への大売出しへなだれ込んだ(表10・11…【23】)。最終的には、清和会が十二月十九日夜に円満に解決したとの報告を兼ねた懇談会を開いた(表10・11…【25】)。しかも、百貨店を模倣した公設市場の売店の営業展開がみられるまでになったという記事が掲載されるほど、丸物と二つの地元百貨店の開店の影響は大きかった(表10・11…【24】)。

(二)『新朝報』からの検討

以上、丸物進出に対する反対運動の大方の動向が浮かびあがってきた。そこで、『大衆』の記事に大きな誤報がないかどうか、次に『新朝報』から簡潔に確認しておく。

『新朝報』の最初の記事は十一月六日であった。豊橋市における近年の天神商店街と二つの百貨店の出現の話題からはじまり、

表12 昭和7年丸物の進出と反対運動の動向 (その2:『新朝報』)

【26】「百貨店時代 京都丸物の進出 豊橋商店界の? 消極に慣れた商店人が何んな頑張りをみせるか」11月6日付、2頁
【27】「豊橋の小売業者に打撃の百貨店進出! 『丸物』始め続々実現の形勢に 防御陣の声漸く湧く」11月14日付、2頁
【28】「豊橋小売商店の百貨店進出対策 代表者上京して反対運動」11月16日付、2頁
【29】「丸物百貨店の進出反対陳情 協会の自制協定に背反」11月17日付、3頁
【30】「小売業者結束 丸物百貨店対策 商工会議所も乗り出す」11月22日付、2頁
【31】「問題の丸物百貨店 会議所に調停懇請 事態の悪化を重大視した結果きょう小売業者代表者と会見」12月8日付、3頁
【32】「丸物対小売商会見 きょうは物別れ 数日後再会見に決定」12月9日付、3頁
【33】「丸物百貨店問題 昨日第2回会見 夜に入るも纏まらず」12月13日付、3頁
【34】「きょう商工省で最終的決裁 丸物対豊橋小売商の折衝」12月15日付、2頁
【35】「丸物百貨店問題紛争全く解決 商工省の了解を得た覚書」12月17日付、3頁
【36】「丸物問題解決 報告懇談会」12月21日付、3頁

備考) 表10と同じ。

表13 記事内容 (その3)

- 【26】 吹きまくる不況の嵐に腰を入れたか……ちょっとボカボカして来た。それがドル為替低落のためか、それとも高橋インフレーションのためかはこの問題ではない。ただ景気がちょっとボカボカしてきたことは事実だ。これが本格的なものであるか、それとも中間的なものであるかは、もとより見る人によって異なるのだ。ところで、このボカボカ景気を見込んで、豊橋の商店街にも、いろいろな変化が起こりつつある。商店街にエポックといわれている天神街の実績もまだ精算期に達しない折柄、横町の旭デパートが生まれた。松葉町にはエビス屋百貨店が工事を急いでいる。そうした傾向に大きな反駁を与えたものが丸物の豊橋進出だ。百貨店の地方進出が問題となって百貨店協会の自制により、その地方進出が打ちきられることになった、その瞬間に京都の丸物百貨店は豊橋に足場をつくってしまった。広小路の豊橋物産館は9月の末に株式会社の登記手続きとなって、京都丸物の出張店として更生した。従来通りの物産館だと商店界の人々が思っていた間に、それが百貨店豊橋進出の足場となったのである。丸物は流石に京都丸物の出張店として恥ずかしからぬよう内容を充実して、豊橋市の消費階級にアピールしたのだ。しかも伝え聞くところによれば、京都の丸物本店は、この豊橋出張所に相当の試験期間をおき、その結果如何によっては、本格的な丸物支店に変更して、豊橋の商店界に君臨しようというのだ。その試験期間はおそらく今後1ヶ年で充分だろう。その期間にどれだけの実績をあげ得るかは、もとより予断は出来ないにしても、大勢既にここに来た以上、京都丸物の大資本が、豊橋に根をおろしたと見るのは決して間違いでない。そこで今さら、商店街があわてても仕方がない。斯くの如き大資本を背景とする百貨店進出は早晩くるべきものだとは誰も考えていたところであった。それが、割合早く実現したに過ぎない。豊橋の商店界はまさに百貨店時代となって来たのだ。何物に覇をとえ、そして商店界がそれら百貨店に対してどれだけの頑張りをみせるか……消極になれた豊橋の商店人にとって、それは迷惑な競争であるかも知れないが、消費者の立場からは興味と実利を備えた見物ということが出来る。
- 【27】 地方の中小商工業者にとって脅威的となっていた大都市百貨店の出張売出しは今回百貨店連盟の自制によって廃止することとなったので、このため多年悩み通した豊橋市内中小小売業者も漸く安堵した処、しかしここに又1つの難問が生まれた。それは今回広小路通り旧物産館を買収して支店を開業した丸物百貨店の出現である。同店は700万円の大資本を擁して京都に本店を有するので、現在は仮出張店程度のものであるが、今回更に階下の山本履物店跡をも買収して目下改造中であるが、近き将来にはコンクリート造りの本建築を行う計画があるとのことである。一方、今夏、当地方資本家の手によって本町横町に建設された旭デパート、更に同デパート内に出張売出しに代えて大阪十合デパートとのチェーンストアをもってする進出、また本年末から開業されんとして着々建築を急いでいる松葉ブール跡のエビス屋百貨店、それに上伝馬と本町の交差点にも目新しい百貨店建設の噂がある事、大資本を盾に合理化された時代的経営法をもって顧客を一手に吸収せんとする、これら百貨店の進出によって市内の小売業者は日を追って自滅の淵に陥りつつある現象に鑑み、商工会議所でも、これが有効適切な対策を講究中である。
- 【28】 最近京都に本拠を有する丸物百貨店の進出をはじめとする十合チェーン、エビス屋百貨店等の出現により豊橋小売業者は極度の脅威を感じるに至り、このまま事態を放任すれば遂には百貨店のために致命的打撃を与えられるといっているので、過般来、市内有力商店をもって組織せる清和会が中心となり、これが対策をめぐらしていたが、13日夜、市内花園町田中屋呉服店方で協議の結果、いよいよ市内36の小売商組合を動かし、積極的に百貨店対抗を行うべく先ず第1手段として、商工省および日本百貨店協会に宛てて丸物進出反対の陳情書を作成し、右36組合の署名調印をただちに取りまとめ、17日代表者が上京し、陳情を行って百貨店進出反対の氣勢をあげることになった。
- 【30】 豊橋小売業者の丸物百貨店進出反対運動は既報の如く代表者の上京陳情策も一蹴されたので、いよいよ第2段の策として豊橋商工会議所を動かし、会議所の指導下に市内36小売商組合を糾合して結束を固め、一糸乱れざる統制のもとに飽くまで運動を継続すべく代表者は会議所首脳部と会見、その意向を質して援助を懇請するところであったので、会議所としても豊橋小売業者の共同利益のために、この運動に乗り出すべく決意し、今22日より3日間、日本商工会議所定期総会が開催され、神野会頭、鈴木理事が上京出席するので、その帰豊後、直ちに会議所商業部会を開き積極的に対策を考案し、運動を具体化することになる模様である。

- 【31】丸物百貨店豊橋支店対市内小売業者の抗争は最近混迷状態のまま睨み合いを続けていたが、丸物側ではここ数日来に至って事態の悪化をようやく重大視した結果、同社の重役来豊し、密かに対策を練った揚句、これを豊橋商工会議所に持ち込んで調停方を懇願したので、会議所ではここに首脳部が両者調停案を作成し、昨7日豊橋小売業者代表牧野氏等に右調停案を提示した模様で、その結果、今8日豊橋商工会議所において丸物対小売業者代表の正式会見の上、解決を求めることになった。
- 【32】丸物百貨店豊橋支店対豊橋小売業者の抗争は丸物側が豊橋商工会議所に調停斡旋方を懇請するに至り、会議所側では之を受諾した結果、豊橋小売業者代表に此の旨を伝え、漸く昨8日午前10時より豊橋商工会議所において両者正式に会見した。出席者に丸物側中林社長、中島総支配人、小売商側加藤、田中、白井、牧野、山田の諸氏に会議所側神野会頭及び鈴木理事が立会い、両者は妥協案につき折衝を重ねたが、丸物側では既に豊橋物産館当時より丸物の商標により営業が継続していたのであるから自制協定には違反しないと声明し、豊橋小売商側は之を反駁して互いに譲らず、遂に夕刻まで話は纏まらず、最後に小売商側から丸物は面目上、即刻引き上げは不可能とするも、一定期間を付して豊橋支店を撤退せられたいと述べたが、これも丸物側の容れる処とならず、遂に物別れの形となったが、更に数日後に再会見を約して両者の妥協案を見出すことに決定、散会した。
- 【33】豊橋小売業者の注目の的となっている丸物百貨店豊橋支店問題は、去る8日に行われた両者の会見では物別れとなったので、更に改めて妥協点を見出すために昨13日午後3時より豊橋商工会議所階上において第2回の会見が行われた。丸物側は中林社長、中島総支配人、小売商側は加藤、田中、牧野、山田の諸氏が出席し、会議所からは神野会頭、鈴木理事が立会い、両者折衝するところであったが、互いに自説を固持して譲らず、前回同様再び夜に入ったが、この稿締切までには何等解決を見るに至らなかった。
- 【34】丸物百貨店豊橋支店問題は昨報の如く、13日午後3時より豊橋商工会議所において丸物側代表及び豊橋小売商代表者が会議所神野会頭、鈴木理事立会の下に会見し、両者の利害関係を或る程度まで譲歩して妥協点を求むべく折衝に努めた結果、遂に丸物側は今後豊橋支店において移転、増資、増築を行わざること、ほか数項を認めることに決定を見たが、更にこれを覚書として将来紛争の余地なからしめるため、昨14日夜、丸物、豊橋小売商代表者、各1名及び鈴木理事の3名帯同して上京、百貨店協会員をも集めて商工省において、これが最終的裁決を行うことになった。
- 【35】丸物百貨店豊橋支店問題解決の覚書を携えて上京した豊橋小売業者代表加藤、牧野、丸物側中島総支配人および豊橋商工会議所鈴木理事の4氏は15日、伊藤百貨店協会事務長とともに商工省を訪れ、右覚書に対する同省の了解を求めた後、辞去し、ここに同問題紛争の解決は全く成立して帰豊するところであったが、解決条件の覚書は左の如きである。
- 覚書 丸物支店は現状維持に於いて存続することを条件として承認し、双方代表者間に了解成り解決す。
- 1、現在の建物を増改築、又は店舗の拡張及び移転を為さざること。
 - 2、支店の営業権を他へ譲渡しないこと。
 - 3、取扱商品の部門を増加しないこと。
 - 4、地方物産は本支店を通じて取り扱うこと。
 - 5、其他、百貨店協会の自制協定を厳守すること。
- これによって豊橋小売業者は丸物豊橋支店の今後の拡張進出策を全く封じたわけで、たとえ同支店の撤去までとはいかなかったとしても、ある程度の効を奏したものとみられている。
- 【36】豊橋市の小売業者を以って組織する清和会では既報の如く対丸物百貨店問題を円満に解決したので、これが経過報告を兼ね、19日夜7時から額ビルにおいて各新聞記者を招待して懇談会を開き、同会の牧野、加藤、白井氏等が交々詳細に経過を報告する所あり、記者側から小谷、山本、白井、西山諸氏の将来における希望を述べ、各自懇談を交えて同8時半過ぎに散会した。なお、清和会は同日、関係36小売商組合に向けて同問題解決に至る経過報告書を発送した。

備考) 表9と同じ。

物産館が株式会社への転換を切っ掛けに丸物の「出張店」として変容したことが書かれている。消費者の立場からは、丸物の支店設置は興味と実利を備えた百貨店の進出だと掲載され、ある種の歓迎ぶりであったことが知れる(表12・13…【26】)。丸物が進出したほかに、旭デパート内に大阪の十合が通信販売のチェーン店を設置したことと、エビス屋百貨店の開店や、さらに新しい百貨店建設の噂が記されている。これらの動きに対して、商工会議所が有効かつ適切な対策を考究中であったとある(表12・13…【27】)。

丸物進出の動きに対して、市内三十六の小売商組合の結束のもと、商工省・百貨店協会への陳情書作成および十一月十七日に代表者が上京した。清和会が丸物の自制協定を批判し、豊橋商工会議所首脳部との会見を行い、援助を懇請したと書かれていた点は『大衆』と同様であった(表12・13…【28】～【30】)。

ついに、豊橋商工会議所が乗り出し、両者の調停案を作成する動きとなった。商工会議所が仲介し、清和会と丸物の代表者による正式な交渉が行われたものの、十二月八日の一回目の会合では両者ともに譲らなかつた(表12・13…【31】【32】)。さらに、二回目の会合が十二月十三日に開催された。会合の途中までは、お互いが自説を固持して何等解決に至らない状況下であったとある(表12・13…【33】)。

その後、丸物は清和会の条件を入れた妥協案を受け入れた。その覚書を清和会と丸物の両代表者が持参して商工会議所の鈴木理事とともに上京し、十二月十五日に百貨店協会の伊藤事務長と

もに商工省を訪れたとある。そして、その覚書を提示し、将来的に再び紛争が起らないように最終的な裁決を求め解決したという、一連の動向が『大衆』よりも詳しく書かれていた⁽⁴⁾。この覚書には、先述の五つの条件が明記されていた(表12・13…【34】【35】)。十二月十九日には清和会が円満解決の会見を開き、豊橋市内の各新聞記者に説明していたことは『大衆』と同様であった(表12・13…【36】)。

(三)『豊橋日日新聞』とそのほかの新聞からの検討

以上、『大衆』と『新朝報』の二つの新聞記事から反対運動の動向を追ってきた。両者は互いに譲らなかつたものの、豊橋商工会議所が仲介に入り、両者への妥協案を提示し、デモ運動までには発展せずに終息していたことが理解できる。市内小売商の有力者で構成された清和会を中心に反対運動が起こったが、そうではない市内小売商の意見もかなり存在した。しかも、商工省や豊橋商工会議所の動きに関しても完全な反対を示すものではなかつたという曖昧さがうかがえた。清和会は丸物に対する営業展開を五つの条件付きで認めたことで、一ヶ月足らずで支店設置の問題解決に至っていたことがわかる。

では、『大衆』と『新朝報』以外の新聞ではどのような報道がなされていたであろうか。

『日日』からも、豊橋市初の市外資本である丸物による百貨店の開店に際し、清和会が十一月上旬に百貨店の自制協定に違反す

表14 昭和7年丸物の進出と反対運動の動向 (その3:『豊橋日日新聞』)

- 【37】「丸物对小売商 直接交渉開始」: 12月8日付、3頁
 【38】「支店を拡張せず 小売商を圧迫せぬという条件で協定が出来た」: 12月15日付、3頁
 【39】「小売店団結の熱をさますな」: 12月17日付、1頁
 【40】「和解の条件」: 12月17日付、3頁

備考) 表10と同じ。

表15 記事内容 (その4)

- 【37】豊橋小売商店では丸物百貨店が自制協定違反の点を指摘して種々運動し、これが問題解決に努めつつあるが、商工省でも百貨店自制申し合わせと丸物豊橋支店開設に矛盾を認め、百貨店協会に対し警告を発すると共に丸物百貨店に対し考慮を促し来ったので、丸物ではこの程、仲井課長、中林総支配人、中島顧問の3氏来豊、小売商店と折衝を開始しつつあり、丸物側では小売商側と妥協し更生策を講ずべく希望し、小売商店側では断然閉店せしめるか、或は小売商店側で共同経営せしめるか、2つの方針について協議中で小売商店側の態度決定次第、更に折衝を開始する筈で、現在の形勢は小売店仮に有利のものの如くである。
- 【38】豊橋小売商代表対丸物重役の第2回会見は13日午後4時過ぎから会議所楼上で行われ、小売商側から牧野、白井、加藤、田中の諸氏、丸物側から中林社長、中島総支配人出席、神野会頭、鈴木理事立ち合いの下に、小売商側から会社側が閉鎖不可能なら、第1に現在の支店を将来拡張しないこと、及び将来の経営に当たっては小売商を圧迫する方法を採らないことの2つの条件を提示し、丸物側は支店拡張については充分考慮の上、確答すると答えたが、神野会頭等が双方を斡旋し、結局、右の条件を容れることになった。しかし商工省から百貨店協会に対し善処を命じた関係もあるので、単に小売商対丸物のみの協定成立するも、果たして商工省がこれを承認するかどうか疑問で、右の協定案を齎して小売商代表が上京、商工省当局の意見を確かめた上で決定することとなり、14日夜、牧野氏外4名が上京した。
- 【39】豊橋小売商組合のデパート対策は先に松坂屋、三越、白木屋、高島屋等々大百貨店の出張販売を如何にして食い止めるかに始まり、相当久しい間、此の問題に悩んでいた所、幸いにも百貨店組合の自制案によって出張販売が取り止めとなったので、ホット安堵の胸を撫で下ろしたのも束の間、次いで足元から鳥が飛び立った様に豊橋物産館が京都丸物支店と看板を替えた。更生した現在の丸物支店は小さいもので敢えて異とするに足らないが、此の小支店を足場として大資本を擁する丸物が何日豊橋へ大支店を建設しないとも限らない。出張販売の一難去ってより以上の大難襲来とばかり小売商組合はいきり立った。そして、豊橋商工会議所を仲に立てて商工省をも動かし、其の団結によって之が又、成功というべき解決案の成立を見た。併し、これによって百貨店の障碍は総て除かれたものなりとするは余りにも早計ではあるまいか。私達は尚、其処に幾つかの残された問題があり、豊橋小売商組合は更に第3段の百貨店対策の一大戦法を用意しなくてはならないものと思う。購買者の立場から見るときは百貨店の出張販売といい、又丸物の進出は購買者に幾多の利益をば与えられ、それによって失われたものは何もない。購買者はよりよき品のより安きを欲することに古今東西変わりない。信用ある大百貨店の出張販売に飛び付き買いをするは、そうした購買者の弱点につけ込んだものであって、一方それに刺激された小売商の発奮によって物価指数を多少なりとも引き下げ得た事は争われない事実である。聞く処によれば岡山市に於いては百貨店対策として同市一流小売店約100店が一大結束をなし、岡山百貨サービス会社並びに岡山百貨サービス組合なるものを設け、既に其の活動を開始しているとの事である。それは百貨サービス組合の組合員である加盟個人商店がそのまま百貨株式会社の株主となって、組合では発行出来ぬ加盟店共通の商品券や共通伝票を発行し、会社は予め顧客の信用状態を調査し、得意先へ伝票綴りを配布し、顧客は其の伝票によって掛買いし、月末払い或は月賦払いとして会社から集金するもので、会社は加盟店に対して翌月末伝票によって資金の融通をつけ、掛金による資金の固定を防ぐ方法になっていると。実施日浅く未だ其の成績を聞くだけの材料はないが、豊橋小売商組合に於いても此の一致団結した気運の高まっている際、徒らに其の熱を冷却に任ず事なく、岡山市の例などを充分調査参考して明日の百貨店対策を今日に於いて大いに考究し置くべきである。
- 【40】豊橋の小売業者側と広小路、丸物百貨店豊橋支店とのゴタゴタ問題もいよいよ円満解決して、この程主務省の了解を求め、双方師走の大売出しに余念なき状態となった。丸物との和解の主なる条件は左の通りである。
 △丸物百貨店は現状維持のまま増改築せぬこと。同支店営業権を他へ譲り渡さないこと。取扱商品の部分を増加せぬこと。豊橋の物産品を本支店を通じて取り扱うこと。其他百貨店協会の自制協定によること。

備考) 表9と同じ。

るものとして猛烈な反対運動を起こしたことが読み取れる。⁽⁴³⁾ 両者は直接交渉を行い、丸物側は妥協策を提示し、清和会は閉店か共同経営案を主張した(表14・15…【37】)。第二回会見が十二月十三日に行われるなか、清和会は東京の商工省への陳情を行い(表14・15…【38】)、市内小売商の団結が解決案の成立を導いたと評価された(表14・15…【39】)。『日日』においても最終的には、既述の五つの条件がみられた。『日日』に掲載された箇条書きが簡潔で最も理解しやすいので、ここで以下に示して再度確認しておこう。

- ① 丸物の店舗は現状維持のままで増改築をしないこと。
- ② 同支店の営業権を他へ譲り渡さないこと。
- ③ 取扱商品を増加しないこと。
- ④ 豊橋市の物産品は丸物の本支店を通じて取り扱うこと。
- ⑤ その他として百貨店協会の自制協定に従うこと。

上記の条件を一覧する限りでは、清和会が最も主張した「撤退」という条件ではなかった。しかし、清和会と丸物は上述の条件で和解することができ、一応の解決をみた(表14・15…【40】)。一方では、丸物にしても店舗が賃貸で売場面積がほぼ決められており、丸物の営業展開の大勢にそれほど影響しない好条件であったと捉えられないわけでもない。また、豊橋の物産品の取り扱い、市や商工会議所にとって有利な条件であった。当時の百貨店の催事展開の一つとして地方都市の物産展は百貨店側にとっても重要な戦略であった。したがって、丸物としてはむしろ有益な条件で

あったと受け取れる。⁽⁴⁴⁾

以上、『大衆』『新朝報』『日日』の三紙を分析したところ、丸物が開店してからわずか約一ヶ月で反対運動は鎮静化したことがわかった。その後、年末に向けて一気に百貨店の三店舗が熾烈な競争を展開し、市内小売商を圧迫した。つまり、年末の商戦が近づいていたことがあり、大商店からなる清和会以外の、とくに市内の中小小売商が反対運動ばかりに気をとられていられない状況であったことが理解できる。

そのうえ、『参陽新報』『東海朝日新聞』『豊橋新報』からも同様のことが読み取れる(表16・18・19)。上記の三紙に大きく掲載されなかった点としては、『参陽新報』には商工会議所が不誠意であったこと、『東海朝日新聞』には商工会議所のはつきりしない態度やフラフラ腰に対して、小売業者が大憤慨したことなどが記されている。『豊橋新報』には、『日日』同様に清和会から丸物に対して、閉店か共同経営という提案がなされていたとある。『東海朝日新聞』には、それに対し丸物が強気の対応を行ったと書かれている。なお、反対運動が急激に鎮静化したことは大変気になる。この理由については今後の課題としておきたい。⁽⁴⁵⁾

最後に、『参陽新報』に清和会の代表者が商工省と百貨店協会に提出した陳情書が詳しく掲載されており、それを表17に示した。清和会は、丸物の行動が百貨店協会が発した自制協定の支店設置に違反していることを強く主張していた。しかも清和会は、丸物が支店を設置した前後の物産館の株式会社化などの状況を詳しく

表16 昭和7年丸物の進出と反対運動の動向 (その4:『参陽新報』)

【41】「広小路丸物百貨店に商工組合から退去命令 調印を取纏め商工省へ陳情」11月16日付、2頁
【42】「豊橋商工業組合代表昨夜陳情の爲め上京 丸物の豊橋進出違反を指摘」11月17日付、2頁
【43】「紛争をよそに店舗の大拡張 問題の丸物豊橋支店」11月25日付、1頁
【44】「神野会頭らきょう帰豊」11月25日付、1頁
【45】「参陽評壇 百貨店問題」11月25日付、1頁
【46】「きのう小売商代表 会議所を訪問陳情! 対丸物百貨店豊橋支店問題の推移」11月27日付、1頁
【47】「小売商大会で氣勢を揚ぐ! 目下幹部側にて計画中」11月27日付、1頁
【48】「慎重に調査した上 近く商業部会を開く 丸物支店問題での会議所の意向」11月28日付、1頁
【49】「丸物問題に対して会議所頗る不誠意 36組合に非難の声上がる」11月29日付、2頁
【50】「丸物問題 商工省に叱られ百貨店協会恐れ入る 豊橋支店結局取消しとなろう」12月1日付、1頁
【51】「丸物百貨店 遂に恐れ入って豊橋商人に妥協申入れ 小売商は飽迄支店引き揚げ要求」12月8日付、1頁
【52】「参陽評壇 丸物の問題」12月9日付、1頁
【53】「丸物と豊橋商店代表 会見は結局物別れ! 昨日会議所で第1回交渉」12月9日付、2頁
【54】「撤退期限の短縮で丸物問題は解決か! 第2回の会見こそ見もの」12月10日付、1頁
【55】「丸物と小売商の第2回の会見 13日午後会議所で」12月11日付、1頁
【56】「参陽評壇 丸物問題」12月12日付、2頁
【57】「丸物問題で持て余す商工省 小売商と妥協出来ても自制協定違反は事実 此間の処置をどうするか?」12月20日付、1頁
【58】「表面は不徹底 内実ガッチリ 丸物の自由を縛った解決」12月20日付、1頁
【59】「丸物経過報告 額ビル懇談会 清和会と新聞記者会見」12月21日付、2頁
【60】「丸物とエビス屋販売戦一騎打ち ボーナス目当ての大売出し」12月26日付、2頁
【61】「あと6日 精根の限りを尽し歳末商業戦大詰へ! 各商店死にもの狂いの総攻撃」12月26日付、2頁
【62】「『今が買い時』 商店のスローガン 中小商人の肚は苦しい」12月26日付、2頁

備考) 表10と同じ。

表17 記事内容 (その5)

【42】百貨店地方進出に対し少なからず悩まされてきた豊橋中小商工業者36組合は、既報の如く8月11日日本百貨店協会に於いて制定された自制協定において救われ一同安堵を、胸をなでおろしていたが、10月上旬、京都丸物百貨店が豊橋市広小路通り旧丸森百貨店跡を買収、700万円という巨大なる資本をバックに合理化された時代的な経営法をもって顧客を一手に吸収し、自力更生時代にある豊橋市商店界を惑乱せんとしつつあるに鑑み、豊橋中小商工業者では各自の死活にかかわる重大なる問題なりとて、以来これが防止策に少なからず頭を悩ましていたが、今回丸物百貨店のとつたる態度は如何なる方面より考察するも明らかに自制協定に背反するものと、豊橋中小商工業者は各自の生活権擁護のため丸物百貨店が豊橋支店を設置、当時の実情を詳細に調査し、商工省及び日本百貨店協会に陳情し、合法的に丸物百貨店を豊橋より退去を命ずべく、昨16日陳情書を携え、36組合代表者白井、山田、牧野の3氏が上京、17日商工省をはじめ日本百貨店協会に陳情書を提出、あくまで目的貫徹に努めることとなったが、丸物百貨店が豊橋支店設置のカラクリを暴露されたあかつきは百貨店協会の問題となろうといわれ、問題が如何に解決されるか、当業者の期待の的となっている。 陳情書 本年10月14日京都市に本店を有する合名会社丸物が当市に支店を新設したるは、既に声明したる日本百貨店協会の自制協定に背反する不徳の行為と思考せられ候条、特別の御詮議を以て速やかに適当なる処置を講ぜられ度、関係書類相添此段及陳情候也。 一、合名会社丸物が当市に支店を新設したる前後の状況。丸物百貨店が当市へ支店を新設したる清水町20番地の空地建物は市内花田町字大塚37番地熊田嘉平氏の所有に係り、昭和5年9月洋品雑貨を主として販売する合資会社豊橋物産館、之を賃借し、営業中、当該会社は本年9月24日組織を株式会社に変更、同年10月5日店内模様替えの故を以て休業を発表し閉店中の処、同月14日突如豊橋区裁判所に合名会社丸物支店の商業登記をなしたるものなり。然るに一般世上に於いては単に店内陳列模様替えの爲めと信ぜられたる豊橋物産館は、10月22日より丸物百貨店豊橋支店として愈々本格的開店を為すに至りしものなり。 一、日本百貨店協会の声明書第3項に背反する事実。本年8月11日付、日本百貨店協会の名に於いて発せられたる自制協定の声明書第3項は8月11日以前に於いて。 一、敷地の買収をなし、支店の計画を進めたるもの。 一、建物を建設し百貨店の支店分店として賃貸せしめる計画に関しても、其の建設省が之に要する敷地の買収をなしたるもの(中略)合名会社丸物が当市に支店を新設したるは10月14日なるものにて明らかに自制協定に背反するものなり(中略)若し不幸此の俥放任せられんか、単に当地一個の問題たるのみならず全国百貨店对小売業者の抗争を益々激成し、延いては重大なる事態の発生をも憂慮されると共に百貨店法の制定を急がざるべからざるのやむなきに至るものと信ず。 昭和7年11月16日
--

備考) 表9と同じ。

表 18 昭和7年丸物の進出と反対運動の動向（その5：『東海朝日新聞』）

【63】「百貨店続々出現 中小商工業者の正に死活問題 此のまま放任すれば自滅の外ない 商工会議所も積極的に対策を研究」11月8日付、2頁
【64】「伸びゆく大資本の触手 暮の激しい商戦を前に悩まされる小商店」11月16日付、3頁
【65】「丸物百貨店の進出に果然、反対の叫び 市内の小売商人が結束して主務省に陳情運動」11月17日付、3頁
【66】「他の百貨店の続々侵入を防ぐ」11月17日付、3頁
【67】「丸物反対陳情 代表者今夜上京 陳情書」11月17日付、3頁
【68】「百貨店進出問題 小売業者の採るべき態度」11月18日付、1頁
【69】「丸物反対運動結局、立ち消えか 会議所が中心でなければ駄目 折角の陳情も水泡に帰す 論拠も頗る薄弱」11月22日付、3頁
【70】「会議所の態度に小売業者ら大憤慨 例の『丸物』問題に頗る冷淡 成り行き重大視さる」11月23日付、2頁
【71】「『丸物』問題はなかなかの難物 陳情団、不得要領で帰る 組合側の主張を今一度調査 その上で態度決定」11月28日付、1頁
【72】「断乎頑張る 丸物側の方針」11月28日付、1頁
【73】「会議所のフラフラ腰 小売業者が痛撃 存在無価値の論さえ飛んで 丸物問題愈々複雑化」11月30日付、2頁
【74】「商工会議所の出様如何が問題 小売業者の結束愈々固く 『丸物』問題陰悪化する」12月2日付、2頁
【75】「商品制限で丸物は営業？ 火花を散らした業者の主張 13日更に会見」12月10日付、3頁
【76】「神野会頭等 丸物の実地検分 注目される明日の会見」12月13日付、3頁
【77】「丸物問題 きょう第2次会見 解決出来るかどうか」12月14日付、3頁
【78】「三条件を付し丸物問題の落着 増資、改築不可等々 代表者今日商工省に出頭」12月15日付、3頁
【79】「条件付で丸物問題解決」12月17日付、3頁

備考) 表10と同じ。

表 19 昭和7年丸物の進出と反対運動の動向（その6：『豊橋新報』）

【80】「百貨店の濫設に小売店側も対策講究 主務省に取締方を陳情し侵略對抗策をも講ず」：11月15日付、3頁
【81】「百貨店法違反で閉鎖方を当局に陳情 先ず丸物をやり玉に豊橋小売商店の運動」11月16日付、3頁
【82】「百貨店進出反対 陳情代表上京 16日三氏が出京」11月17日付、2頁
【83】「百貨店進出反対 会議所を中心に活動 各方面に実情を具陳して小売商店代表者帰る」11月20日付、3頁
【84】「小売商店団結して飽くまで目的貫徹 百貨店進出問題に対して事態は益々紛糾せし」12月5日付、1頁
【85】「丸物の社長来豊し小売商代表と折衝 閉鎖か共同経営かで小売商も態度極らず」12月8日付、3頁
【86】「経営方針制限の条件付きで妥協？ 小売商店対丸物問題 13日更に再会見」12月10日付、3頁
【87】「小売商対丸物が今日第2回の会見 丸物側の意見如何によって条件付きで円満解決？」12月13日付、3頁

備考) 表10と同じ。

調べていたことがうかがえる。そして清和会は、丸物の進出を全国的な反百貨店運動の問題や百貨店法の制定実現につなげていた。これらの点から陳情書が見事な文面になっていたとともに、当時の反百貨店運動の激しさが知れる。

なお、十二月十六日の商工会議所の商業部会で次のように報告がなされていたことが、『豊橋商工会議所月報』に記載されている。⁴⁶ 上記の新聞記事の内容を確認するためにも掲げておく。

一、京都市に本店を有する合名会社丸物百貨店豊橋支店設置紛議に関する件

神野会頭より本件紛議の発生に伴い商工省係官の諮問に答え、百貨店協会および丸物対小売商側代表者の意見を聴し、事件の拡大を出来得る限り防止し、公の問題とせず、自限りに於いて鋭意調停斡旋に努めた結果、去る十三日双方の了解なり、円満に解決を遂げ、十五日関係者を同伴、鈴木理事を上京せしめ、其の手続きを了した経過を報告し、各員之れを承認し、午後五時散会した。

この内容から商工会議所の会頭であった神野が、商業部会において反対運動の問題を上手く收拾した場面が容易に浮かび、丸物の進出を歓迎していたとも受け取れないわけではない。

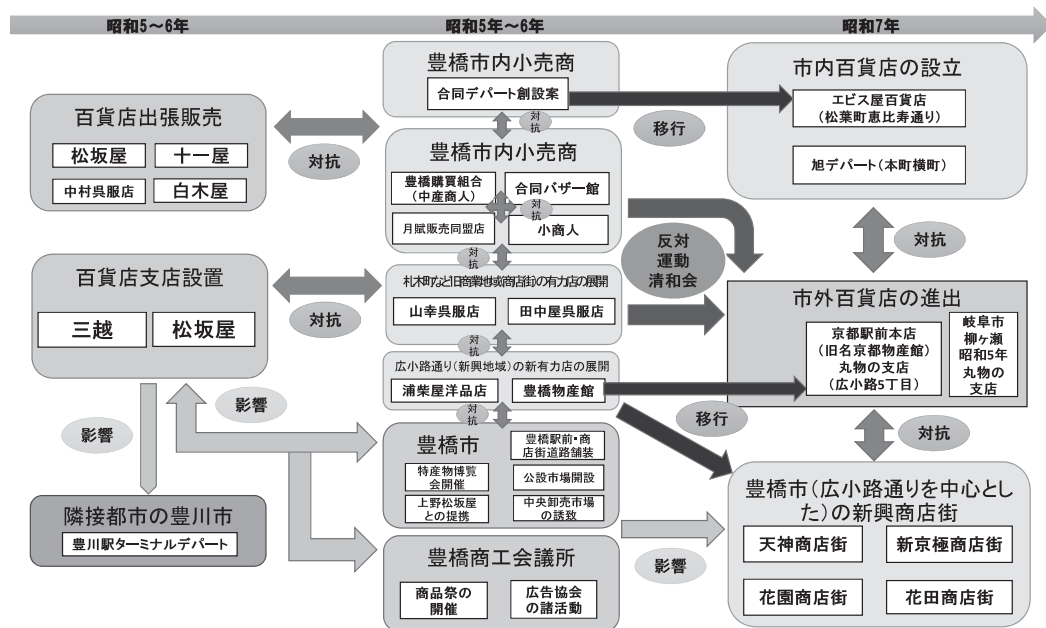


図2 昭和5～7年豊橋市内の小売商を中心とした関係図

五、おわりに

以上の考察から明らかになった諸関係を図2・3に示し、かつ四つに結論にまとめておこう。

第一。昭和七年（一九三二）には丸物の支店以外にも、豊橋市の旧商業地域に二つの地元百貨店が開店し、しかも広小路通りの新商業地域に新たな商店街が形成された。これらの百貨店の登場とそれに対抗するために商店街の組織化が豊橋市に商業地域の活性化に貢献したことは間違いない。工業都市のイメージが強かった豊橋市は、この時期から商工業都市に変化していたことが浮かびあがった（図2）。

第二。そのなかで大きな起爆剤となったのが、昭和七年（一九三二）十月二十一日に京都駅前を本店とする丸物が、広小路通りの一角の神明町界隈に支店を開店したことであった。この点については、豊橋市で開業していた百貨店業態を意識した物産館から丸物に入れ替わっていたことが鮮明になった。ところが、実際には物産館の大原をはじめとした地元有力者が丸物の支店を誘致した結果であったと捉えられないわけではない。

そして、消費者や市内小売商にも丸物の進出に対して賛成派が存在し、かつ豊橋市は勿論、商工会議所も反対運動に対し大きな動きをみせておらず、調停する立場をとっていた。さらに、豊橋市の発展のために大都市系百貨店の進出を認め、豊橋市の物産品の販売を五つの和解条件に交ぜていたとも十分推測できる。この

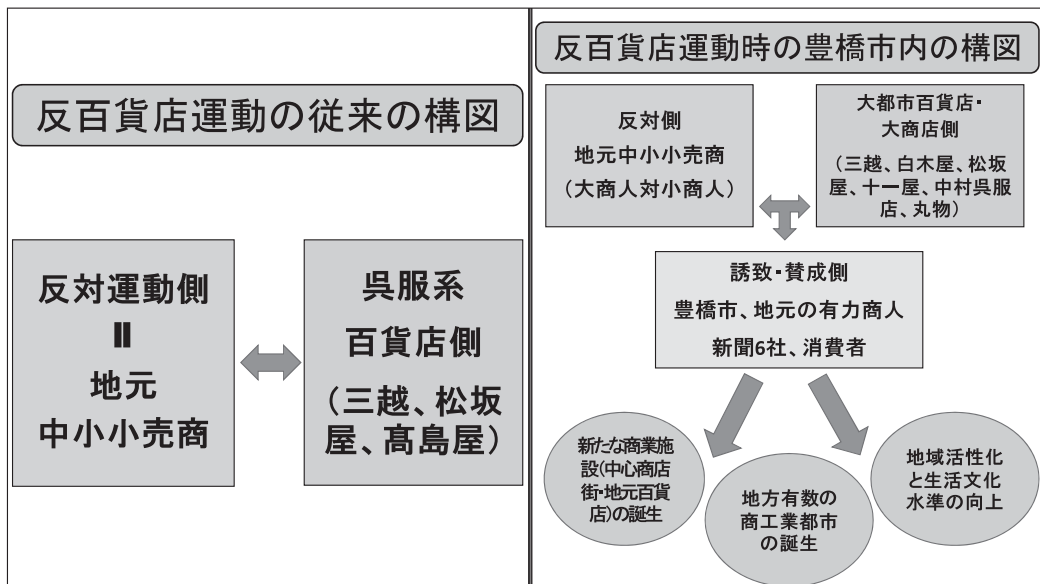


図3 豊橋市における反百貨店運動の構図

背景には、昭和初期に国産振興が図られ、地方都市において産業や地元物産を主眼とした博覧会が開かれていたことがあったからである。この点を意識した豊橋市・商工会議所では、丸物の支店設置を京都本店との物産展に関する交渉の呼び水として期待していたふしがある⁽⁴⁸⁾ (図3)。

第三。豊橋市初の市外資本による百貨店の開店に際して猛烈な反対運動が生じたものの、一ヶ月足らずで鎮静化し、両者は和解をみた。そののち年末に向けて一気に百貨店間の競争が激しくなり、市内小売商を圧迫した。鎮静化の背景には、市内小売商が一枚岩でなく、丸物の進出を反対した大商店からなる清和会と、これ以外の中小小売商には、それぞれの必死の営業展開が存在していたことがあった (図3)。

第四。丸物による豊橋市への支店設置は、まず名古屋市や東海地方への進出を狙っていた経営戦略であったと思われる。丸物は岐阜支店に続く、それも豊橋市の中心商業地となりつつあった広小路通りで支店を開設することに成功した。そのうえ丸物は、昭和十四年 (一九三九) に名古屋市へ支店 (三星) を設置し、また社長中林の実弟であった谷が同十二年 (一九三七) に浜松市へグループ店となる松菱を開業していた。この意味では、丸物の豊橋市への進出が成就したことは、その後から高度成長期にかけた支店拡大の発展の大きな礎ともなった。⁽⁴⁹⁾ すなわち、豊橋市への支店設置は、丸物の全国的展開の足掛かりを築いたと位置づけられよう。

注記

(1) 拙稿①「昭和初頭静岡市への松坂屋支店誘致と反百貨店運動」(『中部大学人文学部研究論集』第三十五号、二〇一六年)、同②「昭和十一年浜松市の松菱開設反対運動とその背景」(『同人文学部研究論集』第三十六号、二〇一六年)。

(2) 前掲注 (1) ①。

(3) 前掲注 (1) ①の図1 (四十六頁)、②の図1 (三十七頁) を参照。

(4) 拙稿「昭和初期豊橋市の百貨店出張販売対抗策と中心商店街の成立―地方都市における近代的商業地域の形成―」(『中部大学人文学部研究論集』第四十号、二〇一八年)。

(5) 前掲注 (4)。

(6) 『昭和十年全国商店街調査資料別巻 (編集復刻版)』(不二出版、二〇〇七年) 所収の平井泰太郎「商店街の動向」八〇九頁。また、

田中道雄『商店街経営の研究―潮流・変革・展望―』(中央経済社、一九九五年) 六三頁では、商店街の成立・発展史において従来までの商店街概念を整理している。それによれば、(一) 形成面としては、その多くは自然発生的にかつ最近はかなりの部分を人工的にも整備された地域的商業集積であり、小売中心の商店街集団である。(二) 機能面としては、地域住民の買物の場として、地域の中心機能を持ち、地域の生活文化成熟の場であると同時に「顔」である。(三) 組織面としては、共同活動を推進する母体となりうる組織された中小小売商の集団である。近年では、新雅史「商店街はなぜ減じるのか―社会・政治・経済史から探る再生の道―」(光文社、二〇一二年) や、『流通情報』(流通経済研究所) において二〇一四年から掲載されている石原武政の一連の商店街、商店法関連の研究がある。

(7) 前掲注 (6) の『昭和十年全国商店街調査資料 (編集復刻版)』の別巻および第一巻を使用した。

- (8) 「平面デパート」の表現は拙著『日本百貨店業成立史―企業家の革新と経営組織の確立―』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）三二六頁、「横のデパート」「横の百貨店」の表現は新前掲『商店街はなぜ滅びるのか』七九〇八頁を参照。
- (9) 前掲注(4)、三五〇三八頁。
- (10) 近年では、満園勇「戦後日本の小売商店における職住関係―商店街の空き店舗問題に寄せて―」（『現代思想』第四十六巻第五号、二〇一八年）のなかで、店舗併用住宅についての鋭い指摘がみられる。
- (11) 前掲注(4)、一八・二二頁。
- (12) 前掲注(4)、二八〇三八・四一〇四二頁。
- (13) 前掲注(4)、二八〇三八頁。
- (14) 『参陽新報』昭和七年五月六日付、三頁の「喫茶店時代カフェーを庄倒しますます喫茶店激増豊橋署管内に女給四百名」。
- (15) 前掲注(8)の『日本百貨店業成立史』二五七〇二九四頁。
- (16) 「仁風」故中林社長追悼特集号（丸物仁風会、一九六〇年）六〇一三・七六〇八四頁。
- (17) 狩野弘一編『世界百貨店要覧』（百貨店新聞社、一九三四年）二六五頁。
- (18) 前掲注(17)、二五九頁。
- (19) 『岐阜市史通史編近代』（岐阜市、一九八一年）六三一〇六三二頁。
- (20) 前掲注(17)、二六〇頁。
- (21) 『株式会社三越一〇〇年の記録』（株式会社三越、二〇〇五年）一二五〇一二二頁、『松坂屋百年史』（株式会社松坂屋、二〇一〇年）七五〇七六頁。
- (22) 前掲注(16)、九・七九・八三頁。
- (23) 大森修『豊橋財界史』（豊橋文化協会、一九七三年）一九四頁。
- (24) 『豊橋市史第四巻』（豊橋市、一九八七年）六六七頁。
- (25) 前掲注(4)、一五・一九・二二頁。
- (26) 『豊橋商工会議所月報』第百十四号（昭和五年十月）十五頁。
- (27) 『豊橋商工会議所月報』第百十六号（昭和五年十二月）六頁。
- (28) 前掲注(26)。「豊橋商工会議所内昭和六年度」（豊橋商工会議所、一九三一年）一〇八頁には「物産百貨及食料品売買業」とある。また、『豊橋商工会議所内昭和五年度』（豊橋商工会議所、一九三〇年）九八頁と前掲『豊橋商工会議所内昭和六年度』一一二頁には、同じ「清水町二十」の住所で、「昭和二年六月十八日」に設立された営業種目が「洋物袋物文房具雜貨販賣業」の「合資会社豊橋バザー」という小売業がみえる。テナント式の建物であった可能性が高い。
- (29) 『豊橋商工会議所月報』第百三十八号（昭和七年十月）一〇〇一頁。
- (30) 当時丸物は合名会社であった。中林のほか、谷政二郎は実弟であり、中林捨次郎は実父であった。前掲注(16)、七頁。
- (31) 『豊橋商工会議所月報』第百三十九号（昭和七年十一月）八頁。
- (32) 『豊橋商工会議所内昭和八年度』（豊橋商工会議所、一九三三年）八頁（但し豊橋市内諸会社目次）。
- (33) 前掲注(32)、二八頁（但し豊橋市内諸会社目次）。
- (34) 筆者が確認した四紙とは、『豊橋新報』昭和七年十月五日付（三頁・七日付（二頁・十日付（二頁）、『新朝報』同七年十月五日付（二頁）、『参陽新報』同七年十月五日付（二頁）、『東海朝日新聞』同七年十月七日付（三頁・十日付（四頁）である。
- (35) 商品祭については、前掲注(4)、九〇十・二五〇二七頁。
- (36) これ以降については筆者が六紙を限なく確かめたが、見当たらなかった。
- (37) 前掲注(23)、一九四〇一九六頁。
- (38) 前掲注(24)、六六七〇六六九頁。六六九頁に記されているように前掲注(23)を参考に作成されたものである。
- (39) これ以外については筆者が六紙を注意深く確かめたが、見当たらず。

なかった。

- (40) 旭デパートとエビス屋百貨店に関しては、拙稿「昭和七年豊橋市における地元百貨店の成立経緯と営業展開」(『日本商業施設学会第十七回研究発表論集』二〇一八年)を参照。

- (41) 公開経営指導協会編『日本小売業運動史 戦前編』(公開経営指導協会、一九八三年)一八四～一八五頁。

- (42) 伊藤とは、伊藤重治郎事務長のことであつたと思われる。『日本百貨店協会一〇年史』(日本百貨店協会、一九五九年)五頁。

- (43) 表7には掲載していないが、『豊橋日日新聞』の丸物に関する最初の記事は、昭和七年十一月十六日付(二頁)「小売商の百貨店対策三十六組合調印」で、その後、同年十二月二日付(二頁)「百貨店の統制」、同年十二月三日付(二頁)「小売商の問題」とあり、また同年十二月十三日付(二頁)「平素の心掛け」もみられる。

- (44) 丸物ではないが、松坂屋の名古屋本店において「豊橋物産陳列会」が開催されている。『新愛知』昭和三年七月二十日付、八頁の広告を参照。

- (45) 前掲注(23)、一九六頁において「こういう雰囲気の中かで、丸物は次第に商品を豊富にし売場を拡張して発展していった。しかも、覚書の調印に先立って、地主の熊田嘉平を通じて地元工作費が流され、小売商代表の加藤専二が単独で私消した一件が明るみに出され、あと味の悪い幕切れであつた」との、誘致側の存在を示す興味ある指摘がある。これに関しては今後の課題としておきたい。

- (46) 『豊橋商工会議所月報』第百四十一号(昭和八年一月)一三頁。

- (47) 拙稿の商店街の成立状況で分析した新聞記事の内容との整合性については次の課題とする。したがって、図2の構図についてもさらなる検討が必要である。

- (48) この点については、山路勝彦『地方都市の覚醒 大正昭和戦前史 博覧会篇』(関西学院大学出版会、二〇一七年)が頗る詳しい。

- (49) 前掲注(16)のほか、『谷政二郎会長追悼録』(松菱、一九八〇年)を参照。

附記

本稿は、日本商業施設学会中部部会例会第六十七回(二〇一七年十月)、第七十一回(二〇一八年六月)での報告を経て、同学会第十七回全国大会(二〇一八年八月)の自由論題で報告した内容に加筆修正したものである。愛知学院大学名誉教授の加藤勇夫先生、同大学教授の尾崎眞先生および脇田弘久先生をはじめとした日本商業施設学会中部部会、および全国大会で多くの先生方から貴重なご教示を賜った。

また、豊橋市中央図書館において、新聞資料(デジタル版)をはじめ商業関係の史資料収集など多くのご教示を賜った。なお本稿は、二〇一七年度中部大学特別研究費および公益財団法人三菱財団平成二十九年度人文科学研究助成に基づいて活動した研究成果の一部である。

これらの方々に心より大変深く感謝申し上げます。

(二〇一八年十月二十二日 受理)